

第2章

災 害 予 防 計 画

この計画は、災害発生時に市民及び防災関係機関が的確な防災対策を講じられるよう、平常時に実施すべき災害予防策を定める。

第1節 防災知識の普及

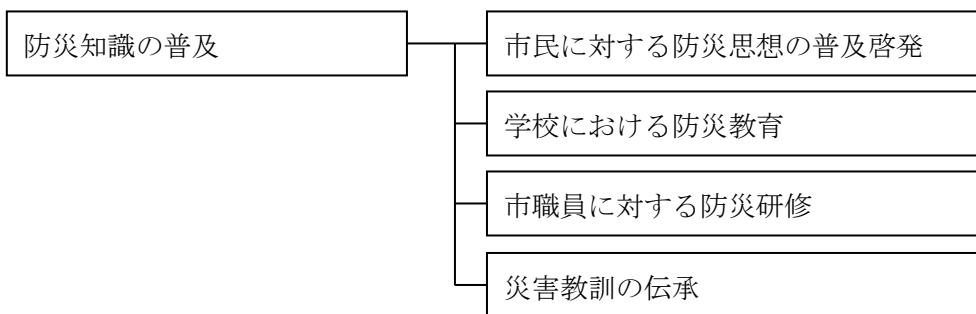
所 管

☐危機管理監 ☐教育委員会 ☐消防局 ☐関係各局

1 基本方針

災害を最小限度にとどめるため、平素からあらゆる機会を通じて市民及び各種組織を対象に防災知識の普及啓発を図り、防災意識の高揚に努める。

■体系



2 市民に対する防災思想の普及啓発

（1）市民に対する一般的な普及啓発

市は、市民が万一の災害時にも的確な判断で行動できるよう、防災に関する啓発パンフレットの配布及び防災啓発動画の提供等により、広く市民に対して災害の正しい知識の普及と自ら実施すべき防災対策等について啓発し、防災思想の普及を図り、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、非常持ち出し袋の持参といった基本的な行動をはじめ、自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を市民に周知する。

さらに、家具固定の具体例を紹介する講座の開催など、減災に寄与する対策について積極的に周知啓発していくものとする。

なお、各自主防災組織において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るほか、防災と福祉の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。

さらに各種感染症の感染拡大の恐れがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

なお、在住する外国人に対しても、SNSを用いた平時の防災啓発や外国語パンフレットの配布などにより防災知識の啓発を図り、防災訓練の参加等により、避難所体験や実践的な災害対応の重要性を周知する。

（2）自主防災組織を通じた啓発

市民は、日常生活のつながりからの強い地域連帯感のもとに小学校区等の単位で組織

する自主防災組織の啓発に努め、防災訓練・研修会等を通じて防災に対する関心と意識を高め、災害発生時に効率的な防災活動が実施できるよう身近な実践的知識の習熟に努める。

（３）生涯学習を通じた防災教育

公民館や各種社会教育団体等の実施する生涯学習の中で、防災に関する知識の普及啓発を図る。

また、地域の貴重な文化財を災害から守り、後世に継承する防災活動の実践にも努める。

（４）普及啓発の内容と方法

① 普及啓発の内容

ア 災害についての知識とその特性

イ 地域における災害特性と危険箇所の周知

- ・ 防災拠点施設
- ・ 指定避難場所
- ・ 給水施設
- ・ 危険物施設
- ・ 急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所、土砂災害警戒区域、造成宅地防災区域など
- ・ 水防危険箇所、浸水想定区域、津波災害警戒区域
- ・ 避難路や避難時の心得・避難方法

ウ 家庭における防災対策

- ・ 食料、飲料水の備蓄及びローリングストック
- ・ 非常持出品、消火器の常備
- ・ 住宅用火災警報器、感震ブレーカーの設置
- ・ 住宅の耐震化
- ・ 出火防止や家具等の転倒及び落下防止
- ・ ブロック塀等安全対策
- ・ 災害時の家族の役割分担、連絡方法、避難場所の確認
- ・ 要配慮者の避難行動要支援者名簿への登録申請など

エ 自主防災組織等における防災対策

- ・ 近隣住民との互助、協力体制の確立
- ・ 初期消火、救助、避難対策
- ・ 避難行動要支援者名簿、個別避難計画の活用
- ・ 応急手当等の知識、技術の習得
- ・ 要配慮者対策
- ・ 救命手当、応急手当等の知識及び技術の習得など

オ その他防災対策に必要な事項

② 普及啓発の方法

ア 防災マップ、啓発パンフレット、広報紙、ポスター等の発行、配布

- ・ 防災覚書きシート

- ・ 金沢市防災マップ、洪水避難地図、津波避難地図、土砂災害避難地図、液状化危険度予測図
- ・ 防災に関するテキストやマニュアルなど
- イ 新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関の利用
- ウ 講演会、研修会、シンポジウム等の開催
- エ 防災相談の実施
- オ 自主防災組織や市民組織等の活用
- カ インターネット
- ・ 「金沢市防災ホームページ」・・・アの資料等を掲載
- キ 公民館等社会教育施設の活用など、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進
- ク その他効果的と考えられる啓発方法

（５）事業所を対象とした防災教育

① 普及啓発の内容

多数の人が利用又は就業する事業所等が、顧客・従業員等の安全を確保し、的確な防災活動を実施できるよう、防災計画の作成をはじめ、自主防災体制の確立、情報の収集・伝達方法、出火や危害防止措置、避難・救出対策について、事業所等や職員に対し防災知識の普及を図る。

また、企業防災士の育成について周知し、職場備蓄の重要性や大規模災害時に従業員が帰宅困難にならないよう施設内待機の重要性について周知する。

② 普及啓発の方法

- ア 事業所用防災啓発冊子等の配布
- イ 研修会等の開催
- ウ 防災訓練の実施
- エ 自主防災教育の実施

（６）かなざわコミュニティ防災士の育成

防災の基本である自助・共助の推進のため、女性、企業や地域の防災リーダーとして活躍できる人材を育成するとともに、より地域に密着した防災士を育成する。

- ア ネットワークの構築
- イ 地域での研修会の開催
- ウ 訓練の実施

3 学校における防災教育

学校における防災教育は、家庭、地域社会と連携しながら、防災教育のねらいや重点等を明確にし、それらを学校の教育課程に位置付け、教育活動全体を通じて、体系的、計画的に指導する。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。

なお、防災教育を含めた安全教育については、各学校で「学校安全計画」、「危機管理マニ

ュアル」を点検し、教職員の共通理解の下で、学校全体で取り組みを進める。

また、被災地の子どもの学びの保障と学校の早期再開を支え、教育のレジリエンス（回復力）を高めるため、D-EST（教職員やスクールカウンセラー等を被災地外から派遣する制度）の活用に努める。

（１）防災教育のねらい

- ア 災害時における危険性を認識し、日常的な備えを行うとともに、状況に応じて、的確な判断のもとに、自らの安全を確保する行動ができるようにする。
- イ 災害発生時及び事後に、進んで他の人々や地域の安全に役立つことができるようにする。
- ウ 自然災害の発生メカニズムをはじめ、地域の自然環境、災害や防災の基礎的、基本的事項を理解できるようにする。

（２）防災教育の重点

- ア 防災教育は、各地域に共通する内容と地域の特性や実態に応じた内容に分けて、重点的、効果的に推進する。
- イ 児童・生徒の発達段階に応じた指導を行い、それらの関連を図り、児童・生徒一人ひとりの災害に適切に対応する能力が身に付けられるよう配慮する。
- ウ 大規模地震災害から児童・生徒等の安全の確保を図るため、親子で参加する防災講座やイベントを充実するとともに、保護者をはじめ、関係機関、コミュニティ防災士や地域住民との連携を図り、VR技術等を活用し、より実践的な防災訓練の実施に努める。
- エ 過去に起こった大災害の教訓を活かし、より具体的に教育や訓練に盛り込むことにより、浸透性の高い防災力の向上を図る。
- オ ハザードマップを活用した身のまわりや、日常的な視点を盛り込んだ教育・啓発を行う。

（３）避難（防災）訓練の充実

学校は、児童・生徒が集団で学習し生活を営む場であるという特質から、災害時に児童・生徒が集団で安全に避難できるよう、日頃からの避難訓練が重要である。

- ア 学校での訓練は、災害の種類、場所、時間帯などあらゆる場面を想定し、学校の立地条件を考慮しながら、年間を通じて計画的に実施する。
- イ 登下校時における訓練の効果を高め、学校が避難場所となった場合などに備えるため、市民防災訓練の参加など地域ぐるみの防災訓練の実施にも努める。
- ウ 避難に当たっては、在校中に災害が発生した場合、又は災害が発生する可能性が高まった場合の児童・生徒の引き渡しへの対応など、避難時の心得や方法の徹底を図る。
- エ 実施に当たっては、実際の災害を想定した避難シミュレーションの遂行やワークショップなどにより、状況に応じて考えながら対応できる実践的な防災力向上に配慮する。

（４）教職員の指導力・災害時対応力の向上

防災教育を充実するため、①教職員の研修の充実や指導資料の作成（災害時の児童・生徒等の心の健康、ボランティアへの対応にも留意）、②応急措置等の技能の習得など災害時の対応力の向上に努める。③学校は避難場所、避難所に指定されており、教職員は災害時には支援的な役割が求められるため、日頃より非常時の利用を想定した対応、対策を講じる。④金沢市立小中学校に、防災士の資格を有する教員を配置する。

（５）高等学校、大学

高等学校、大学にあっても、的確な防災知識の普及とボランティア活動教育など実践的な防災教育に努める。特に入学間もない学生は、土地勘がなくネットワークも弱いことから災害弱者となりやすく、大学間で連携したネットワーク等を用いて防災啓発に努める。日本語の理解が十分でない留学生には外国語防災資料の提供など日常からの防災教育に対する配慮を行う。

4 市職員に対する防災研修

市は、防災業務に従事する職員に対し、風水害等災害対策に対する知識や心構え、判断力等を養い、専門性のあるリーダーや水防員として、自身の役割を十分理解して、災害時に円滑な防災活動が遂行できるよう、計画的な防災研修を実施する。

また、防災知識の習得と災害対応能力の強化を図るため、防災担当部局職員だけでなく、防災士取得の支援など広く防災研修の実施に努める。

（１）教育内容

- ア 風水害等災害についての知識とその特性
- イ 防災関係法令等の運用
- ウ 金沢市地域防災計画と市が実施する風水害等災害対策の内容
- エ 風水害等発生時の職員動員体制と任務分担
- オ 家庭や自主防災組織等における風水害等災害対策
- カ その他風水害等災害対策に必要な事項
- キ 庁内組織と他の防災関連機関との連携手法
- ク 地域の風水害災害等の危険度

（２）教育の方法

- ア 講習会、研修会等の実施
- イ 先進都市への派遣研修や中央講習への派遣
- ウ 見学、現地調査等の実施
- エ 招集訓練の実施、防災訓練への参加
- オ 防災活動マニュアルなどの配布
- カ 図上訓練の実施
- キ 防災士取得の支援

5 災害教訓の伝承

(1) 市

市は、過去に起こった災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。

また、災害に関する石碑やモニュメント等を適切に保存するとともに、その持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

(2) 住民

住民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとし、県及び市は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、住民が災害教訓を伝承する取組を推進する。

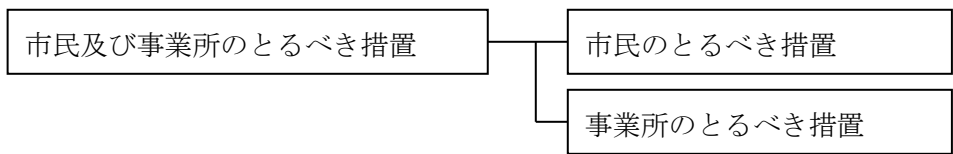
第2節 市民及び事業所のとるべき措置

所 管 ☐危機管理監 ☐市民局

1 基本方針

災害時における被害及び混乱を防止するため、市民及び事業所の果たす役割が極めて大きいことから、市民及び事業所は、自ら防災対策をとり、冷静かつ的確な行動をとることができるよう備える。

■体系



2 市民のとるべき措置

ア 平素から次のことに留意し、災害時に備えておく。

平 常 時 の 心 得	○日頃から出火の防止に努める。 ・火を使う場所の不燃化及び整理整頓。 ・ガソリン、灯油等の危険物類の容器及び保管場所の注意。 ・プロパンガスボンベ等は固定し、止め金具、鎖の緩み、腐食を点検。 ○消火用具を準備する。 ・消火器等を備え、日頃から点検し、いつでも使用できる場所に設置。 ○窓ガラス及び看板等の落下防止の措置を講ずる。 ・窓ガラスの古いパテは、取り替える。 ・ベランダの物品、屋根の工作物及び看板等の落下防止の措置。 ○感震ブレーカーを設置する。 ○側溝や下水を清掃する。 ・日頃から側溝や下水を清掃し、流れをよくしておく。 ○食料や非常持ち出し袋などを備蓄し、ローリングストックしておく。 ・家族が必要とする3日分の食料、飲料水。 (家族構成(乳幼児、高齢者、アレルギー、慢性疾患等)を考慮) ・三角きん、ばんそうこうなどの医薬品等。 ・ラジオ、懐中電灯等の防災用品。 ・ロープ、バール、スコップなどの避難救助用具等。 ・自動車へのこまめな満タン給油。
----------------------------	---

	○家族で次の対応措置を話し合っておく。 ・災害発生時の役割分担及び避難場所、避難路の事前確認。 ・毎日の行動予定及び災害時の連絡先と連絡方法。
	○防災訓練に積極的に参加し、災害時の行動力を身につける。 ○災害に対する広報、ハザードマップ等により防災情報を把握しておく。 ・自分の住んでいる地域、家の周辺で、どのような災害が起きる可能性があるのか。 ・災害時に自宅等で安全確保が可能か、どこへ避難するのか。

イ 災害時には、次のことに留意し、落ち着いて行動する。

災害時の心得	○まず、わが身の安全を図る。 ○ラジオやテレビで気象情報、台風情報、防災上の注意事項をよく聞く。 ○外出は見合わせる。 ○あわてて外に飛び出ずに、周囲の状況を確認し落ち着いて行動する。 ○すばやく火の始末。 ○火が出たら隣近所で初期消火。 ○浸水のおそれがあるところは、家財道具を安全な場所へ移す。 ○避難は歩いて、荷物は少なく。 ○山崩れ、がけ崩れに注意し、がけ、川べりには近づかない。 ○協力しあって応急救護。 ○近隣に居住する乳幼児、障害のある人、病人、高齢者、妊婦、外国人等、災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適切な防災行動をとることが困難であり、災害の犠牲になりやすい人々（以下「要配慮者」という。）への声かけ、手助け。 ○避難所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、緊急安全確保を行う。
--------	---

3 事業所のとるべき措置

ア 事業所等は、顧客、従業員の安全を確保し、災害の発生・拡大を防止するため、可能な限り自らの防災計画（消防計画、予防規程その他の規程を含む。）及び事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）を策定するよう努める。

そのうえで、災害時に的確な防災対応ができるよう、自主的な防災活動を定期的に実践するとともに、近隣の自主防災組織等と連携協力した防災体制をとるよう努め、社会的責任に基づき地域社会の安定確保に積極的に貢献する。

平 常 時 の 心 得	○自主防災体制の確立を図る。 ○従業員等に対する防災教育を実施する。 ○事業所の耐震化・耐浪化に努める。 ○建築物の防火・避難施設や消防用設備の点検その他の災害予防対策を講ずる。 ○設備器具及び窓ガラス等の転倒落下等による危害の防止措置を講ずる。 ○出火防止対策を講ずる。 ○企業防災士の養成に配意し、防災に対する正しい知識による従業員への防災意識の向上に努める。 ○情報収集、伝達方法を確認しておく。 ○自主的な防災訓練を実施する。 ○市や地域の防災訓練へ積極的に参加する。 ○飲料水、食料、生活必需物資を確保する。 ○消火器具、防災対応物資等を備蓄する。 ○企業としての社会貢献、ボランティア活動を実践する。 ○従業員等を一定期間事業所等内にとどめておくことができるよう、従業員に対する安否確認方法の周知や物資等の備蓄など帰宅困難者対策に努める。 ○事業継続におけるリスク分析を行う。
----------------------------	--

なお、防災計画及び事業継続計画の内容策定上の留意事項は、次のとおりとする。

計画策定上の留意事項	○計画の主な内容は次のとおり。 ・ 自主防災体制の確立 ・ 情報の収集伝達方法 ・ 顧客、従業員の安全対策、避難対策、救出救護対策 ・ 出火防止措置、危険物等の安全管理 ・ 商品・設備器具の転倒落下、窓ガラス等の破損などの危害防止措置 ・ 防災用品の備蓄 ・ 自主防災組織との連携と地域社会への貢献 ・ 事業継続 ○法令等の防災・保安規程や県・市の地域防災計画との整合を図る。 ○事業所の立地条件（交通手段、建築構造及び周辺市街地の状況等）、事業内容等を考慮した実効性のあるものとする。 ○従業員、顧客及び周辺住民の人命の安全、出火の防止、パニック等の混乱の防止等を重点に作成する。 ○責任者を明示し、責任者の不在時についても考慮する。 ○防災訓練等の実施及び地域の防災訓練への積極的な参加に努める。 ○他の防災又は保安等の規程がある場合は、それらの計画と整合性を図る。 ○事業所内外の情勢に応じて、逐次見直しを行い、実情にあったものにしておく。
------------	--

計画策定上の留意事項	○建築物の防火又は避難上重要な施設及び消防用設備等を点検し、使用に際して備えておく（消火用水を含む。）等の保安措置を講ずる。 ○事業の存続が危ぶまれるような事態が発生した場合に、どのように事業を継続させるかを計画するために、事業継続に当たってのボトルネック（事業継続上の重要な箇所・事象）を特定し、重要度・緊急度に応じた優先度付けを行う。 ○国が示している「事業継続ガイドライン」等を参考にする。 ○帰宅困難者や外来観光客などへの対応を想定した取り決めや体制づくりを進めておく。 ○浸水想定区域内にある「地下街等」については、「地下街等」の所有者又は管理者は避難確保計画を作成する。
------------	--

イ 災害時には、次の事項に留意し、被害の拡大及び混乱の防止、事業の継続に努める。

災 害 時 の 心 得	○必要に応じて対策本部の設置、自衛消防組織の出動、防災要員の動員及び配備等の体制をとる。 ○テレビ、ラジオ等により必要な情報を入手し、顧客、従業員等に迅速かつ正確に伝達する。 ○顧客、従業員等が適正な行動がとれるよう事業所の利用状況等により判断して、指示、案内等を行う。 この場合、乳幼児、障害のある人、病人、高齢者、妊婦、外国人等、災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適切な防災行動をとることが困難であり、災害の犠牲になりやすい人々（以下「要配慮者」という）の安全に特に留意する。 ○火気使用設備・器具等災害発生により出火のおそれのある機器は、原則として使用を中止し、やむを得ず使用する場合は、最小限とし、かつ必要な安全措置を講ずる。 また、薬品等の混触発火及び危険物等の流出、漏えい防止に努める。 ○不要不急の電話は中止するとともに、特に、市、県、警察、消防、放送局、鉄道等に対する問い合わせは控える。 ○バス、タクシー、生活物資輸送車等、市民生活上必要な車両以外の車両の使用は、できるかぎり控える。 ○救助、救急資機材及び飲料水、非常食料、医薬品、照明器具等、応急対策の実施に必要な資機材を配備する。
--	---

災害時の心得	○建築工事、随道工事及び金属溶接作業、高速回転機械の運転等、災害発生により危険が予想される作業は、原則として中止とし、応急補強等必要な措置を講ずる。 ○可能な限り早い事業再開に努める。 ○一時的に帰宅困難者や外来観光客などをとどめておき、状況に応じて、安全性を確保した上で帰宅を促すなど、混乱防止に努める。 ○豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。
--------	---

4 市民及び事業者等による地区内の防災活動の推進

市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設及び大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画の作成、当該計画に基づく自衛防災組織の設置に努めるものとする。また、作成した計画及び自衛防災組織の構成員等について市長に報告するものとする。

なお、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、再計画の整合が図られるよう努め、訓練等により、一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

第3節 防災ボランティアの活動の環境整備

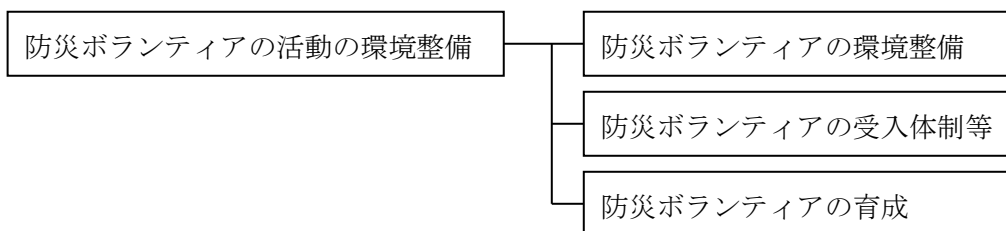
所 管 ☐危機管理監 ☐福祉局

1 基本方針

災害による被害の拡大を防止するため、市及び防災関係機関の迅速かつ的確な対応にあわせ、住民による自主的できめ細かな対応も必要である。

近年、人々のボランティア活動への参加意欲の高まりは、誠にめざましいものがあり、災害時にこうした人々の参加行動を活用するため、市は、金沢ボランティアセンター（金沢市社会福祉協議会）や市民団体等と連携しながら、防災ボランティアの育成と活動環境の整備に努める。

■体系



2 防災ボランティアの環境整備

防災ボランティアの活動には、無線通信、医療看護、被災建築物の危険度判定等一定の知識、経験や特定の資格を要するものや、避難場所等における炊出し、清掃作業等、特に資格や経験を必要としないものがあるが、当面、次の業務に区分し、効果的な活用が図られるよう、市の各担当部局と県及び関係機関とが連携して環境整備を行う。

- ア アマチュア無線通信業務
- イ 負傷者の応急手当等医療救護業務
- ウ 被災建築物の危険度判定業務
- エ 航空機、船舶、特殊車両等の操縦、運転業務
- オ 通訳業務
- カ 高齢者・障害のある人等の介護・介助業務
- キ その他の専門的な技術、知識を要する業務
- ク その他の業務

3 防災ボランティアの受入体制等

(1) 防災ボランティアの柔軟な受け入れ

市は、災害時における〔2〕のアからクまでの防災ボランティアを積極的に活用するため、氏名、連絡先、活動の種類等を把握し、事前登録に努めるとともに、災害ボランティアコーディネーターの活用により、事前登録していないボランティアを効果的に受け入れる体制を整える。

(2) 防災ボランティアの活動拠点の確保

市は、必要に応じて、防災ボランティアの活動拠点を提供する。また、市は、庁舎、公民館、学校などの公共施設の一部をボランティアの活動拠点として提供できるよう、これらの場所にボランティア活動に必要な事務用品や各種資機材を確保しておくとともに、迅速にボランティア受け入れ体制を構築できるよう、平常時より訓練を行う。さらに、ボランティア拠点施設が被災した場合に備え、代替施設について事前に定めておくとともに、ボランティアを被災地に迅速に受け入れるため、被災地以外でのボランティア拠点施設の設置についても検討を行う。

4 防災ボランティアの育成

(1) 防災ボランティアの育成

- ア 公益社団法人金沢ボランティア大学校での人材養成のほか、講演会や研修会等を開催し、意欲あるボランティア人材を育成する。
- イ 防災知識や防災技術を習得する研修会を実施し、活動の充実を図る。
- ウ ボランティア活動が円滑に行えるよう、県と連携し、災害コーディネーターの育成、充実を支援する。
- エ ボランティア情報誌の発行などにより、活動情報や実践機会の提供を図る。

(2) 活動環境の整備と連携強化

- ア ボランティアや団体、企業等との連携を深め、実践活動につなげる。
- イ ボランティア保険等の加入を促進する。
- ウ 連絡会議の開催等により、各種ボランティア団体等との連携強化に努める。
- エ 大規模災害、広域災害発生時においても、ボランティア活動が円滑、効果的に行われるよう、災害時の対応確認や他地域の関連団体などとの意見交換など連携強化に努める。

第4節 自主防災組織の育成

所 管 ☐危機管理監 ☐消防局 ☐関係各局

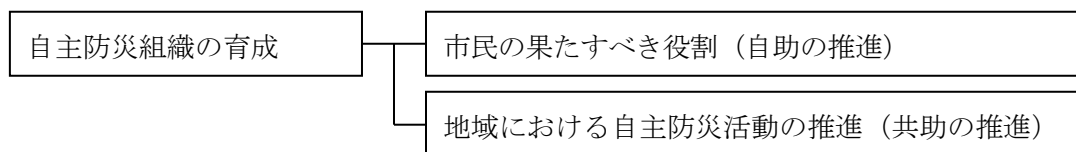
1 基本方針

大規模な災害から市民の生命、財産を守るためには、市等の防災関係機関が総力をあげた対応をとることは当然であるが、災害発生直後は防災関係機関の防災対策の開始には一定の時間を要し、また、その後の時間が経過しても、被害が大規模になるほど市民が求める多様な要望すべてに対応することが不可能であることは、過去の災害事例でも明らかである。

このため、市民自らが災害発生直後からいち早く立ち上がり、主体的な地域防災活動を開始するとともに、地域事業者やボランティア活動などとの有機的な役割分担のもとに、被災後の自主的な生活運営・復旧を図るため、日常生活圏において適時適切な市民防災活動を展開することが何より大切である。

市民が「自分たちの地域は自分たちで守る」ため、自主防災組織を編成して平素から防災訓練・活動を積み重ね、事業所やボランティアが助け合い協働して災害時の活動ができるよう努めるとともに、市はこうした自主防災組織等の防災活動について、補助制度の活用を促しながら様々な機会を捉えて積極的に支援し、活動環境を整えるものとする。

■体系



2 市民の果たすべき役割

防災に関し、市民に課せられた役割は、極めて大きい。

市民は「自分たちの地域は自分たちで守る」という自助の意識をもち、平常時から災害発生後に至るまでの次の事項を想定し、可能な防災対策を着実に実施する必要がある。

（1）平常時から実施する事項

- ア 防災に関する知識の習得及び家庭における話し合い
- イ 地域の危険度の理解（風水害等による二次災害を想定した危険区域を含む）、災害発生時に利用する避難路、集合場所、避難場所及び最寄りの医療救護施設の確認
- ウ 家庭における災害予防措置の実施
 - ・ 不燃化、整理整頓、プロパンガスボンベの固定などの出火防止、消火器具の整備
 - ・ 感震ブレーカーの準備
- エ 家屋の補強及び家具等の落下倒壊防止対策、ブロック塀の点検補修、側溝や下水道の清掃

- オ 食料、生活必需物資、非常持出品の備蓄及びローリングストック
- ・ 家族が必要とする3日分の飲料水、食糧
 - ・ 医薬品等
 - ・ ラジオ・懐中電灯等の防災用品
 - ・ ロープ、バール、スコップ等の避難救助用具など

(2) 災害発生時に実施すべき事項

- ア 身の安全の確保
- イ 正確な情報の把握
- ウ 火災予防措置
- エ 出口の確保と非常持出品の装備
- オ 地域相互扶助による出火防止及び初期消火
- カ 地域相互扶助による被災者の救出活動
- キ 負傷者の応急手当及び軽傷者の救護、重傷者の救護施設への搬送
- ク 適切、安全な避難
- ケ 連帯協力した避難生活
- コ 自力による日常生活の確保

3 地域における自主防災活動の推進

阪神淡路大震災を教訓に、「自分たちの地域は自分たちで守る」という地域の連帯感に基づく自主防災組織の重要性が叫ばれ、住民の集合体である自主的な防災組織が地域を災害から守るため、金沢市における自主防災組織のあり方について、市と町会連合会、消防団連合会、校下婦人会連絡協議会、公民館連合会の市民団体が検討を重ね、平成8年3月、市民の合意事項として「金沢市における自主防災組織活動指針」を策定した。

この「活動指針」は、金沢市における市民の自主的な防災活動を積極的に推進するため、自主防災組織の望ましい活動のあり方を定め、この方針に基づいて地域での防災活動を進めることを目的としたものである。以下、自主防災組織の充実と災害予防活動の概要について示す。

【参照】資料1 金沢市における自主防災組織活動指針

(1) 自主防災組織の充実

① 自主防災組織の意義

地域住民が「自分たちの地域は自分たちで守る」という連帯感に基づき、自主的に市民相互の合意で結成する組織であり、各種のコミュニティ活動の一つの核となるものである。

② 組織の規模

地理的、社会的条件等から地域住民が一体性を有し最も効果的に活動を行えるよう、地域の実情により定めるものとする。本市では多様なコミュニティ活動が概ね小中学校区単位で行われていることから、こうした活動組織を生かした「小中学校区単位での組織編成」を原則として進める。

③ 自主防災組織の育成

ア 組織づくりの推進

- ・ 市民は、地域ごとに話し合いを行い、自主防災組織づくりを積極的に進め、自主防災組織を結成したときは、代表者は市長に対して組織の結成を報告する。
- ・ 市は、組織名簿等を作成し、防災関係機関に連絡し、災害時に機能的な活動が發揮できるよう努める。

イ 防災リーダーの育成

- ・ 自主防災活動が活発に行われるかどうかはリーダーの資質に負うところが大きく、市は、定期的な研修会の開催や防災士の育成などを行い、自発的な自助・共助を支える知識や情報の分析力など防災リーダーとなる人材の育成、指導に努める。

【参照】資料2 自主防災組織一覧表

④ 組織の編成

ア 災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、責任者として長及び副長を置き、その下に情報班、消火班、救出救護班、避難誘導班、給食給水班を編成し、指揮者（班長）を定めておくなど、組織の役割分担を明確化する。また、金沢市から「かなざわコミュニティ防災士」として認証された防災士は、自主防災組織の長及び副長を補佐し、自主防災組織の活動が効果的に実施されるよう努める。

イ 平日、休日、昼間、夜間等にも対応できる体制を整備する。

ウ 避難生活が長期化する場合等には、適宜必要な活動班を編成する。

エ 組織が大きい場合には本部班など連絡調整機能を有する部門を設ける。

⑤ 自主防災組織の防災計画の作成

災害の発生に備え地域を守るために必要な対策を立て、各人のとるべき活動を具体化する。

⑥ 地区防災計画の策定

平成26年4月、「地区防災計画制度」が創設され、地区ごとの細かなニーズに対応した地区単位の防災計画を整備する。避難所への円滑な移動距離の確認など、住民自身が地域を知り組織や活動計画を作り上げることで、住民主体の防災体制の整備を図る。

作成にあたり、金沢市地域防災計画等を参考に、平常時の予防活動と災害時の応急活動を具体的に盛り込むこととし、市は、各地区における地区防災計画の策定及び改定を推進していく。

⑦ 消防団や企業等との連携協調

消防団その他の地域コミュニティ団体や地域内の企業と連携協調し、一体となった地域自主防災活動の推進に努める。

（2）災害予防活動

① 防災知識の習得啓発

地域住民が防災に関する正確な知識と自覚を持つため、講演会、研究会その他あらゆる機会をとらえて、実際に役立つ災害の知識、災害情報の性格や内容、平素における防災対策、災害時の心得と対応、自主防災組織が活動すべき内容、自主防災組織の

構成員の役割等について、繰り返し、継続した防災知識の習得に努める。

避難指示が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、市民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、日頃から市民等への周知に努めるものとする。

② 防災訓練

ア いつ災害が発生しても命を守る適切な防災行動ができるよう、自主防災組織は、平素から計画的に、かつ繰り返し、実践的な防災訓練を実施し、防災活動に必要な知識・技術を習得しておく。

イ 防災訓練は、実施計画を定め、図上・部分・個別・総合訓練など適時、定期的の実施し、情報の収集・伝達訓練、消火訓練、避難訓練、安否確認訓練、救出救護訓練、避難所運営訓練、炊き出し訓練等を重点とする。

ウ 防災訓練に当たっては、防災関係機関の協力を得て、計画段階から参加し、正しい知識、技術を習得し、事故防止に努め、事業所等やボランティアとの連携などに十分配慮する。

エ 市は、消防団等と連携を図り、自主防災組織が行う訓練等に参加し、適切な指導を行うとともに、総合的な防災訓練を計画的に開催する。

【参照】資料3 金沢市自主防災組織活動支援補助金交付要綱

③ 出火防止

日頃から地域ぐるみで出火防止に心がけ、地域内の家庭から絶対に火を出さないことを徹底するとともに、十分な対策を講じておく。

ア 火気使用設備器具等の点検

- ・ 家庭での火気使用設備器具の点検と周囲の整理整頓
- ・ 可燃性危険物の安全保管
- ・ 地域内での「一斉点検の日」の設定などによる啓発

イ 建築物等の点検

- ・ 建物の安全自己点検の実施
- ・ 家具の転倒防止や照明器具の落下防止等の措置

④ 防災資機材等の整備

ア 自主防災組織の情報連絡、初期消火、避難誘導、救出救護、給食給水等の防災活動を的確に行うため、必要な資機材等や防災倉庫を整備する。

また、防災訓練時等に、定期的な点検整備を行う。

イ 災害時に地域内の企業等から資機材等の貸与が得られるよう連携を保つ。

ウ 市は、防災用資機材の購入や防災倉庫の整備に対し、助成を行う。

【参照】資料3 金沢市自主防災組織活動支援補助金交付要綱

⑤ 地域情報伝達システムの整備

ア 自主防災組織内の情報伝達を迅速に行うため、地域情報伝達システムを整備する。

イ 自主防災組織は、防災訓練時等に定期的な点検整備を行う。

ウ 市は、当該システムの整備に対し、助成を行う。

- ・ 補助対象…簡易無線、衛星電話などの通信機器
- ・ 補助率……1／3 補助（但し、浸水想定区域に属する自主防災組織は2／3）
1,000 千円限度

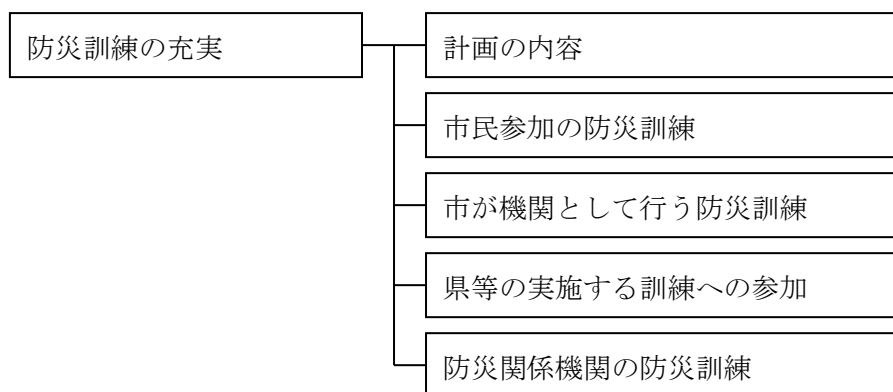
第5節 防災訓練の充実

所 管 ☐危機管理監 ☐消防局 ☐関係各局 ☐地区支部

1 基本方針

災害発生時において迅速かつ的確な災害応急対策が展開できるよう、市や自主防災組織等が行う各種の防災訓練について定める。

■体系



2 計画の内容

(1) 防災訓練計画

市等の防災関係機関及び市民は、それぞれの効果的な任務分担に基づく防災活動の知識・技能を習得し、災害が発生した場合に秩序を維持し適時適切な災害応急対策が実施できるよう、平素から一体となった防災体制を確立し、緊密に協力連携して具体的な訓練計画を立て、体系的・実践的な防災訓練を継続的に実施する。なお、訓練の実効性を高めるため、訓練終了後、評価及び課題の整理等を行い、事後の訓練等や防災計画、各種マニュアルの見直しに反映する。

(2) 訓練実施に当たっての留意事項

① 訓練場所

訓練対象者及び目的、規模等に応じて、訓練場所を決定し、一部の対象者、地域に偏ることのないよう実施する。

② 訓練日時・種別

訓練を行うに当たっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、降雨又は積雪期、夜間、休日といった実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、場合によっては災害図上訓練の実施にも配慮する。

③ 訓練対象者及び指導者

計画段階から十分な打合せを行って市民等の積極的な参加を求め、訓練後の検討

会により訓練内容の見直し、改善に努める。

正しい知識、技術を習得するため、できるだけ防災関係機関の指導、協力を受ける。

④ 訓練方法

ア 実践的な技術を習得する。実動訓練及びイメージトレーニングとなる図上訓練をバランスよく実施し、総合的な防災力の向上に努める。

イ 訓練に伴う混乱や事故を防止するため、事前に必要な広報、予備措置を行う。

ウ 隣接の自主防災組織や地域の事業者、ボランティアとの連携に努める。

3 市民参加の防災訓練

市民が参加する防災訓練は、総合防災訓練、地域防災訓練、個別・部分訓練、図上訓練の区分に応じて、市又は自主防災組織等が計画的に実施する。

（１）総合防災訓練

市は、自主防災組織や消防団、自衛隊等の防災関係機関と一体となって、地域特性に留意し、地震災害をはじめとする各種自然災害を想定し、広く市民に対し防災技術の習得と防災思想の普及高揚を図ることを目的に、総合防災訓練を実施する。

本市では、平成4年度から拠点会場を巡回して「震災訓練」を開催してきたが、阪神淡路大震災を教訓に、平成7年度から＜自分たちの地域は自分たちで守る＞を基本趣旨に、市民参加による「市民震災訓練」を計画的に実施してきた。平成21年度からは、地震に限らず、各種自然災害に対応でき、市民協働の理念に基づく「市民防災訓練」として実施している。

① 訓練対象者

ア 一般市民

イ 自主防災組織及び各種市民団体

ウ 市職員及び消防団員

エ 警察、自衛隊、電気通信事業者、交通機関等防災関係機関

オ その他防災活動協力団体・事業者、隣接自治体など

② 訓練内容

ア 事前……………当日のみでなく、図上訓練等の事前訓練も重視した内容

- ・図上訓練、避難所運営ゲーム
- ・防災体制の見直しなど

イ 訓練当日……災害発生を時系列でシミュレーションした地域と行政の情報リレーを中心とした内容

- ・安否確認、情報収集訓練
- ・消火訓練
- ・救出・応急救護訓練
- ・避難訓練、避難所運営訓練
- ・食料、飲料水等の生活必需物資供給訓練
- ・関係機関による支援訓練など

（２）地域における自主的な防災訓練

自主防災組織及び地域市民団体は、自主的に防災訓練を開催し、災害発生初動期において、地域において市民が行うべき防災活動についての実践的な訓練を行う。また、市は、自主防災組織が行う各種訓練の一層の充実を図るため、訓練の技術指導や防災訓練の映像による発信等、体験訓練等を行う上で必要な支援を実施する。

① 対象者

自主防災組織及び地域市民団体

市及び消防局、警察等の防災関係機関は、積極的に協力、支援する。

② 訓練内容

ア 情報収集・伝達訓練

イ 消火訓練

ウ 救出・応急救護訓練

エ 集団避難・誘導訓練

オ 給食・給水訓練

カ 図上訓練（DIG：Disaster〔災害〕Imagination〔想像力〕Game〔ゲーム〕）

キ 避難所開設・運営訓練

ク 安否確認訓練

ケ 災害ボランティアセンター開設・運営訓練

コ その他必要な防災訓練

（３）個別・部分防災訓練

① 個別防災訓練

身近な町会や事業所、各種市民団体は、独自の機会又は集会等を利用して、防災関係機関の指導、協力を得て、近隣住民や事業所、団体レベルで、上記（２）の②に掲げる訓練の中の個別項目を行う防災訓練を随時に実施する。

② 部分防災訓練

町会や事業所、市民団体は、日常的な機会をとらえて、次に例示する部分訓練を随時に実施する。

ア 消火器、防火バケツ、可搬式動力ポンプ等による消火活動

イ チェーンソー、バール、鋸等の救助資機材を使用した救助方法

ウ 応急手当、人工呼吸などの救命・救護活動

エ テント、簡易トイレの組立て、浄水機、炊飯機等の備蓄資機材の使用取扱い

オ 安否確認訓練

4 市が機関として行う防災訓練

（１）情報収集伝達訓練

市は、災害発生直後における応急対策を実施する上で最も重要な要素となる気象情報、災害情報及び避難情報等を迅速かつ的確に収集伝達し、正確な情報の共有化を図るため、県及び防災関係機関等と連携して、定期的に情報収集伝達訓練を実施する。

① 訓練対象者

- ア 市（災害対策本部要員及び地区支部要員、消防団員）
- イ 県、気象台等（防災担当者）
- ウ 警察、自衛隊、電気通信事業者、交通機関等防災関係機関
- エ 民間防災活動協力団体
- オ 応援協定締結地方公共団体など

② 訓練内容

- ア 県、気象台等からの気象予報、災害情報、被害情報及び避難情報等の情報収集訓練
- イ 災害対策本部と県（防災担当者）、防災関係機関、避難場所となる地区支部との情報収集伝達訓練
- ウ 災害対策本部と民間防災活動協力団体及び応援協定締結地方公共団体との協力・応援要請情報伝達訓練
- エ 同報防災無線、電光情報表示システム及び災害情報共有システム（Ｌアラート）等を活用した市民への情報伝達訓練
- オ 防災情報システムの連携実践訓練
- カ 国・県と連携して物資調達・輸送調整等支援システム（B-P1o）を活用した物資調達訓練

（２）職員防災訓練

災害対策本部を中心とする初動体制を確立し、地域防災計画に定められた防災対応を習熟、検証するため、あらかじめ定められた配備体制基準に基づき、交通手段の制限、勤務時間内外の条件等を設定して、定期的に職員防災訓練を実施する。

① 訓練対象者

市職員

② 訓練内容

- ア 災害対策本部要員及び地区支部要員の参集指令及び集合配置
- イ 任務に応じた災害対策本部又は避難場所となる地区支部への集合
- ウ 災害対策本部長への災害状況等の報告、対応等の指示及び本部各部間の情報伝達
- エ 災害対策本部と地区支部との情報の収集・伝達訓練
- オ その他必要な訓練

(3) 災害図上訓練

災害のイメージ力と状況判断、即時対応力を養成するため、シナリオ非公開で災害状況の付与により地図上で状況把握し対応を決断するロールプレイング方式の災害図上訓練を実施する。

① 訓練対象者

市職員、防災関係機関

② 訓練内容

- ア 被害状況の把握と災害対策本部の設置
- イ 被害状況に応じた避難指示と避難所の開設
- ウ 災害対策本部、各班、関係機関の情報共有と対応
- エ 時間経過に応じた災害対応方針の決定
- オ 参加者の役割等に応じた災害対応（ロールプレイ）

(4) 各局の災害応急対策活動訓練

各局は、災害時において道路、下水道、住宅などの土木公共施設をはじめ、上水道、医療・保健衛生、教育活動など、分掌する災害対策本部業務についての的確に災害状況を把握し緊急な対策活動が適切に講ぜられるよう、適宜訓練計画を定め、個別に災害応急対策訓練を実施する。

【参照】資料4 金沢市災害対策本部の事務分掌

5 県等の実施する訓練への参加

県、隣接自治体又は災害時相互応援協定を締結している地方公共団体が実施する防災訓練に積極的に参加し、あるいは参加してもらうなど、相互の連携強化を図る。

また、県獣医師会や災害時協力協定団体等と連携したペット同行避難を想定した防災訓練の開催や、観光客向けの避難訓練についても同様に連携を図る。

6 防災関係機関の防災訓練

防災関係機関は、職員に対する防災体制の周知等を図るため、必要に応じて他機関あるいは住民、防災士、災害ボランティアコーディネーター等の参加を得て、それぞれが所管する業務に関して、防災訓練を実施する。

また、物資及び人の支援に関わる防災訓練を行う際には、金沢市災害時受援マニュアルを活用する。

第6節 防災体制の整備

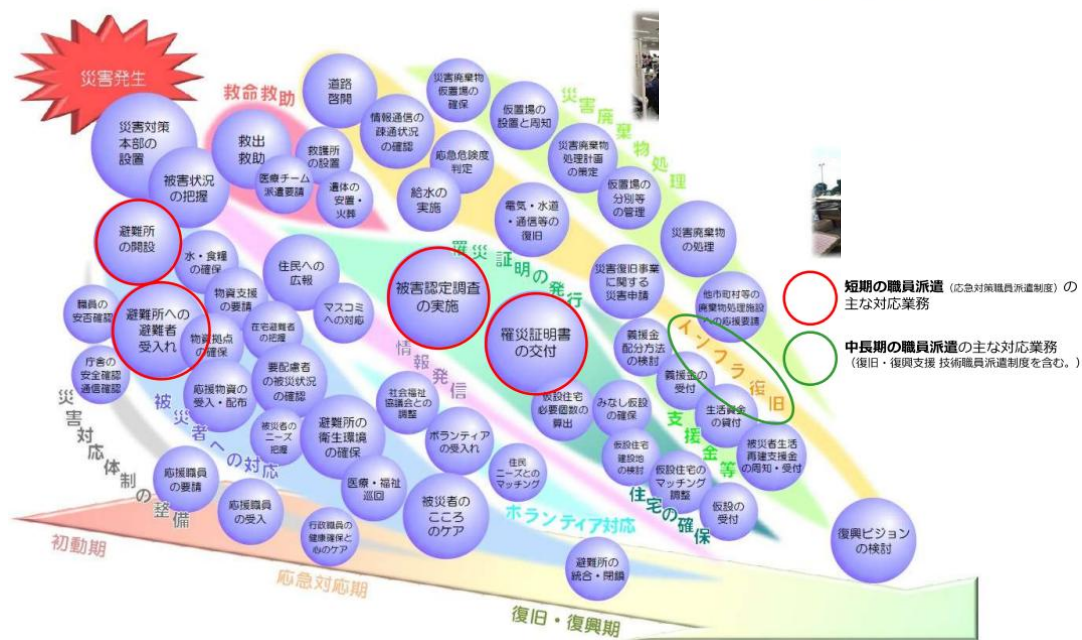
所 管 □危機管理監 □関係各局

1 基本方針

災害時における応急、復旧対策を円滑に推進するには、平常時から防災に係る組織体制の整備、充実に努めるとともに、各対策に必要な機能をできる限り集約化していくことが必要である。このため、県及び市は、応急復旧活動のみならず、予防活動にも活用できる拠点として防災活動施設を整備する。

さらに、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障害のある人などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立に努めるほか、各種感染症の拡大防止を図るため、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策に努める。

また、災害時に市町村で発生する災害対業務のイメージより、初動期から復旧・復興期に想定される業務を予測し、業務の整理、人員の配置及び部局横断型のプロジェクトチームを立上げするなど対応にあたる。

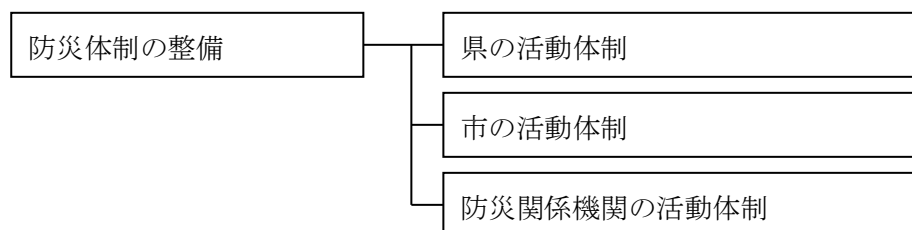


災害時に市町村で発生する災害対業務のイメージ

出典：内閣府（防災）「市町村のための人的応援の受入れに関する受援計画作成の手引き」

さらに近年、総務省による応急対策職員派遣制度の災害マネジメント総括支援員（GADM）や対口支援（被災市区町村を1対1で担当する団体が、自己完結的に支援を行うもの）及び防災関係機関による災害対策リエゾンが派遣されることから、円滑な受入れ、情報共有などに努める。

■体系



2 県の活動体制

本市と密接な連携のもとに災害応急対策を実施する石川県は、令和7年9月に石川県地域防災計画を改定し、職員の災害対応能力の向上、災害対策本部の指揮命令系統及び各部局対応業務の明確化、部局横断チームの設置、地域防災計画に基づく防災活動要領（マニュアル）等の整備、災害対策本部室（専用室）の機能強化、防災専門人材の育成などを進めることとしている。

3 市の活動体制

（1）災害対策本部要員等の確保

市は、災害発生時に災害対策本部を速やかに設置できるよう災害対策本部室の場所、設置手順等を定めるとともに、職員の動員、配備、任務等をあらかじめ明確に定めるなど、それぞれの責務を遂行するために必要な活動体制を整備する。

また、長期化を見すえた交替体制の構築や職場備蓄についても必要な準備を整える。

（2）地域防災拠点の整備

市は、応急対策活動の中核拠点として、地域の防災拠点を整備するとともに、災害現場での応急対策活動を行う地区拠点の整備に努める。

地域の特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、学校、公民館等の公共施設を対象に、その管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図るものとする。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

各種感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、必要な措置を講じるように努めるものとする。また、必要な場合には、近隣の防災拠点（同じ中学校区域内等）への避難や、ホテル・旅館を含めた民間施設の活用等、可能な限り多くの避難所の整備に努める。

指定避難所において貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した

施設・設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。

指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、間仕切り、炊き出し道具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資の備蓄に努めるものとする。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。

【参照】資料 32 校下別屋内施設一覧表（指定避難所）

【参照】資料 11 食料等の備蓄計画及び状況

（３）国、県、専門家等との連絡体制等の整備

市は、避難指示等及び土砂災害についてはそれらの解除を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整える。

また、避難所運営やペット対応、外国人次第など様々な分野における災害対応に関し、専門的な知識・経験を有する専門家やNPO法人等との連携を図るため、協力協定の締結を推進するとともに、平時より継続的な連携訓練の実施に努める。

市は、学識経験者の防災アドバイザーを設置し、平時における各種防災施策への助言や災害時における災害応急対策への助言を得るなどして、危機管理体制の強化を図る。

（４）災害情報の収集

市は、災害情報の収集に当たっては平常時から校下・地区ごとに収集伝達体制を整える。

大規模災害発生時は、市民からの救援要請や各種問い合わせが殺到するため、早期に問い合わせ窓口の設置に努める。

（５）情報発信

市は、避難所、校下・地区ごとの情報伝達体制を点検し、必要な整備を図る。

なお、在宅被災者など、避難所以外における情報提供が十分確保されるよう努めるとともに、居住地以外の市町村に避難する被災者を想定し、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。

（６）他の地方公共団体や民間団体等との応援協定締結の推進等

ア 市は、必要に応じて、被災時に周辺市町が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置づけるなど、必要な準備を整える。

イ 市は、応急活動及び復旧活動に関し、関係機関や企業等との間で相互応援の協定を締結するなど、平常時より連携を強化しておくことにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう努めるものとする。なお、相互応援協定の締結に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。なお、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派

遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。

また、民間団体に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ、民間団体との間で協定を締結しておくなど、民間団体のノウハウや能力等を活用する。

ウ 市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

エ 燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。

オ 随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するとともに、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。

(7) 協力団体等との災害時協力協定の強化

市は、迅速な応急・復旧活動を行うため、各種協力団体との災害時協力協定について、連携担当班を明確にしておくことで、相互に内容確認や必要に応じ見直しを行うとともに、実践に即した連携訓練の実施等により自発的な協力行動を促すなど、平常時より連携を強化する。

また、協定締結先について、幅広い分野において拡充を検討するとともに、専門的知識を有するNPO法人等との協定締結を積極的に進める。市として不足する連携すべき分野を洗い出し、国の被災者援護協力団体の登録制度を活用して不足分野を補足する。

(8) 受援計画の策定等

ア 市は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるように、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整える。

イ 市は、国や他の地方公共団体等からの応援職員を迅速・的確に受け入れて直ちに活動ができるように、情報共有や各種調整、総合窓口の早期開設等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。

ウ 市は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。

エ 市は、他の公共団体等において災害が発生した場合、災害の規模や被災地のニーズに応じた支援や応援活動ができるよう、支援力の強化を検討する。

オ 市は、金沢市災害時受援マニュアルについて、県の受援マニュアルとの整合を図りつつ、応援職員の活動拠点や仮設住宅等の候補地を再検証し、より実効性の高い

マニュアルへの整備を行う。

（９）帰宅困難者対策の確立

市は、大規模地震の発生に伴う交通の途絶により金沢駅周辺等において外国人観光客を含む多くの帰宅困難者の発生が予測されるため、混乱を速やかに抑制し円滑な避難誘導ができるよう、帰宅困難者対応マニュアルを策定し、平常時から次の措置を講ずる。

ア 公共交通機関の利用者や商業施設からの一斉帰宅を抑制し、混乱や危険を回避するため、あらかじめ施設管理者と協議した上で、公共・商業・交通施設などを一時滞在施設・場所として確保するとともに、防災用備蓄品の配備に努める。また、帰宅困難者等へ迅速に情報を伝達するため、観光案内所等に大型ビジョンやデジタルサイネージ等の情報設備を整備する。

イ 平時より、金沢駅周辺における混乱を防止するため、金沢駅の近隣事業者（交通事業者、駅周辺事業者）との連絡会及び合同訓練を定期的実施する。また、ひがし茶屋街など主要な観光地周辺においても観光客等の帰宅困難者に対して円滑な避難誘導を行うため、観光ボランティアガイドへの研修などにより、連携体制を整えておく。

ウ 事業所を有する企業等に対し、発災後の一斉帰宅の抑制を周知するとともに、社内備蓄の推進や安全確保を促す。また、市は正しい防災知識による社内教育のため企業防災士の資格取得や育成を支援する。

（10）り災証明交付体制の確立

市は、速やかにり災証明を交付できるよう、平常時から次の措置を講ずる。

ア り災証明交付のための調査や発行事務の効率化を図るため、マニュアルの作成に努めるとともに、県の被災者生活再建支援システム（クラウド型）を活用するなどして、所要の体制の整備を図る。

イ 自治体間の支援体制を確立するための協定などを締結する。

ウ 国、県等が実施するり災証明事務等の研修に対し、職員を積極的に参加させる。

エ 民間の調査要員の確保策について検討する。

（11）応急仮設住宅の建設地等の事前選定

市は、平常時から、応急危険度判定対象建築物及び仮設住宅建設戸数と建設予定地を設定しておくものとする。但し、仮設住宅建設地の事前選定には、河川氾濫や土砂災害等の危険区域からの除外について考慮する。

（12）災害廃棄物の仮置場の確保

市は、災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物の仮置場の確保に努める。

（13）被災者生活再建支援制度等の周知

市は、被災者の早期生活再建を図るため、平常時から、被災者生活再建支援制度、り災証明制度及び住宅応急修理制度について市民にわかりやすい制度周知に努める。

(14) 情報のバックアップ化

市は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ自ら保有するコンピュータ・システムや各種データ(戸籍、住民基本台帳、地籍、公共施設・地下埋設物等情報及び測量図面等)の総合的な整備保全及びバックアップ体制の整備に努める。

(15) 事業継続力強化支援計画の策定

市は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、商工会・商工会議所と連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

(16) 災害発生時の中小企業等の被害状況の把握

市は、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

(17) 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制

市は、男女共同参画その他の多様な視点から、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努めるものとする。

4 防災関係機関の活動体制

防災関係機関は、災害発生時に災害応急活動を円滑に行えるよう職員の動員、配備、任務等をあらかじめ明確に定めるなど、それぞれの責務を遂行するために必要な活動体制を整備する。

第7節 防災気象等観測網の整備

所 管

☐ 危機管理監

☐ 関係各局

1 基本方針

防災活動上、局地的気象状況等の把握が極めて重要であることに鑑み、気象観測施設等の整備を図るとともに、防災関係機関相互の連絡通報体制等の整備を図る。

■体系

防災気象等観測網の整備

気象業務施設等の整備

観測値等の総合利用体制の整備

2 気象業務施設等の整備

予報の精度を高め、局地的予報を的確に行い、適切な予報及び警報等を適時に発表できるよう、気象官署は自然現象の観測及び予報に必要な施設並びに設備の整備に努め、市は可能な範囲でこれに協力する。

なお、金沢市内には金沢地方気象台のほか、医王山に地域雨量観測所（アメダス）、また、南新保地内に国土交通省道路局所管の観測所があり、局所的な集中豪雨による災害に備え、これらの観測所での降水量データに十分注意を払うこととする。

3 観測値等の総合利用体制の整備

異常降雨時における雨量等災害応急対策上必要な各種観測値の総合的利用を図るため、市を含む災害応急対策関係機関は、緊急時の災害情報収集の一環として協議のうえ、災害が発生するおそれがあるときの観測値等の相互連絡、利用体制の整備に努める。

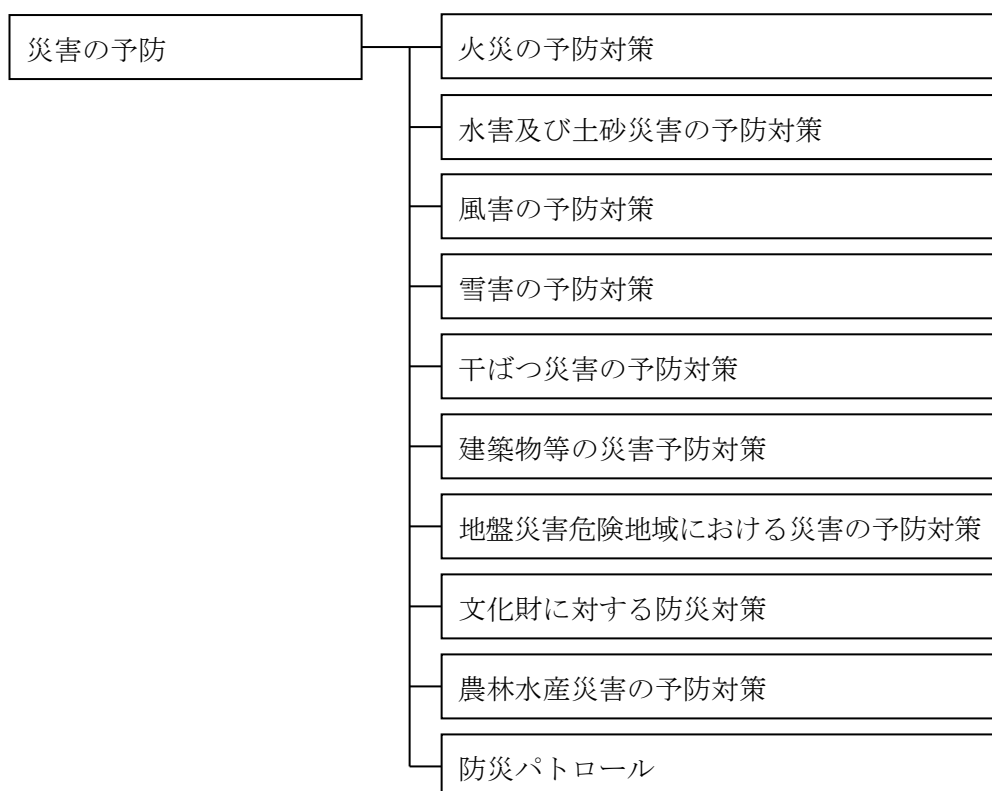
第8節 災害の予防

所 管 □消防局 □都市整備局 □土木局 □危機管理監 □関係各局

1 基本方針

自助・共助・公助を基本に、金沢市の火災、台風、水害、雪害、土砂災害などの災害特性を認識し、複雑多様な災害に柔軟に対応できる予防対策を進めるとともに、被災者の救出対策及び生活確保のための措置などの平常時から防災力を高め、減災社会の実現を目指す。

■体系



2 火災の予防対策

都市の過密化、建築物の高層化、危険物需要の拡大等により、火災の発生、延焼等の危険要因が増大していることから、日ごろから火気その他出火危険のある物の取り扱いについて管理状況等を整備し、応急対策を円滑に講ずる体制を確保するため、市、防災関係機関、事業所及び住民が一体となって火災予防の徹底を図る。

特に、本市のフェーン現象や季節風、降雪時などの気象・自然条件に十分留意するとともに、古い木造住宅が密集し狭隘な道路が交錯する都市環境にも十分注意し、適時適切な予防、警戒体制の確立に努める。

（１）消防機関における対策

火を使用する設備等の所有者・管理者に対し、市火災予防条例の定めるところにより、火災の予防に必要な措置をとる。

消防局及び消防団は、火災予防運動、防災週間等を通じて防火思想の周知指導を行い、出火防止の徹底を図る。

① 危険物施設、少量危険物取扱所

危険物製造所等の施設の安全向上について指導を行うとともに、関係事業者等を対象に火災発生時における安全対策を徹底する。

② 不特定多数の者を収容する施設

劇場、百貨店、雑居ビル、地下街、旅館等の不特定多数の人を収容する施設について、スプリンクラー設備等消防用設備等の設置を促進し、立入検査によって個別指導を実施するとともに、防火管理者の適正な選任、消防計画の作成、消火・通報・避難訓練の実施及び防火管理研修会等の開催により出火防止の徹底を図る。

また、火災時に消防活動が制約される可能性のある高層建築物、緊急時に速やかな傷病者の搬送、収容等が必要とされる医療用建築物等について、ヘリコプターの屋上緊急離着場又は緊急救助用スペースの設置促進に努める。

③ 雑居ビル、地下街等の都市ガス等

雑居ビル、地下街等における防災改修を促進し、点検の強化、ガス漏れ警報設備の設置、通報体制の整備、ガス遮断装置の設置等を指導する。

④ 病院・社会福祉施設等の要配慮者収容施設

病院や社会福祉施設等については、入院患者や高齢者、児童、障害のある人など災害時に特に配慮を要する要配慮者が利用、入院していることから、施設防火管理者や施設職員に対し防災教育を実施し、被害の未然防止に努めるよう指導する。

施設管理者は、施設の立地条件や建物の構造等を十分把握し、消防職員の立入検査による指導を徹底し、地域住民や自主防災組織等の協力を得ながら、防災訓練等の計画の策定及び実施により、防火管理・避難誘導体制の充実を図る。

（２）一般家庭等における対策

ア 燃焼器具の対策

- ・ 石油ストーブ…耐震自動遮断装置付以外のものは使用しない。
- ・ 液体燃料器具…使用しない時は、石油タンクの元バルブを閉止するとともに、タンク転倒防止のため固定措置を講ずる。
- ・ L P ガス…使用しない時は、L P ガス容器の容器バルブを閉止するとともに、鎖等による容器の転倒防止措置を講ずる。
- ・ 都 市 ガス…使用しない時は、元バルブを閉止する。

イ 出火危険のある次の物品については、保管場所に十分配慮し、転落、転倒、漏えい防止措置を講ずる。

- ・ 缶入り灯油、ベンジン、エアゾール、卓上コンロ用ボンベ、アルコール、ガソリン、塗料溶剤、農薬類等

ウ 住宅用火災警報器設置指示と設置済み住宅に対する自主点検などの指導徹底を行い、住宅火災における逃げ遅れを防止する。

エ 火気器具の取扱い、住宅用防災機器の常備と使用方法、不燃性材料・防災物品の使用などを指導し、一般家庭からの出火防止対策を図る。

(3) 火災警報等の発令

① 火災警報の発令（消防法第22条）

市長は、県知事から火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報を発令することができる。

火災警報が発せられたときは、警報が解除されるまでの間、市の区域に在る者は、市条例で定める火の使用の制限に従わなければならない。

火災警報は、気象の状況が次の各号の一に該当し、火災の予防上危険であると認められるとき、発令する（市火災警報規則）。

ア 実効湿度が60%以下であって、最低湿度40%を下り、最大風速が7mをこえ、又は超える見込みのとき。

イ 平均風速10m以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき。

消防長は、火災警報が発令された場合において、必要と認めるときは、消防分隊の増強、分団消防隊の待機その他所要の措置を講じ、警防体制を強化する。

② 災害警報の伝達（災害対策基本法第56条）

市長は、法令の規定により災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたとき、自ら災害に関する予報若しくは警報を知ったとき、自ら災害に関する警報をしたとき、又は県知事から災害に関する通知を受けたときは、当該予報若しくは警報又は通知に係る事項を関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達しなければならない。

この場合、市長は必要があると認めるときは、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について、必要な通知又は警告をすることができる。

③ 火災警報等の緊急広報

市民に対する火災警報の発令等は、同報防災無線や広報車及び報道機関の協力を得て、火災予防上必要な事項について緊急広報を行う。

3 水害及び土砂災害の予防対策

本市は、全国的に見ても多雨・豪雪地域に位置し、白山山系に連なる山岳地帯から丘陵地、金沢平野に向かって、犀川、浅野川などの河川が日本海、河北潟に流れ、その間を歴史的な用水や下水道の雨水幹線が網羅されている。しかし、近年の都市化等により、河川、内水の流出形態は大きく変化し、これらに対応する計画的、総合的な水害防止対策が求められている。

融雪、集中豪雨、洪水又は高潮・高波等に伴う河川、ダム、ため池、海岸等の堤防亀裂、沈下、崩れ及び、護岸、水門、樋門等の構造物の破損は、水害となって後背地に被害を及ぼすこととなるので、金沢市水防計画の定めに基づき、所要の注意、警戒措置をとる。

さらに、複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国土交通大臣及び知事が組織する大規模氾濫減災協議会や本市の総合治水対策協議会等を活用し、国、地方公共団体、

河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、利水ダム管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築する。

（１）雨量・水位等の観測体制、施設の整備

雨量、出水の程度、水位等の状況、リアルタイムで現場の状況が把握できる監視カメラの整備及び気象予報の観測体制の整備、高度化を図り、これらの情報を迅速かつ正確に収集及び伝達する情報伝達システムの充実、強化を図る。また、施設の点検を定期的の実施し、非常時の確実な機能確保を図る。

① 県央土木総合事務所（河川砂防課）の河川水位観測場所

下表の県央土木総合事務所所管の水位情報を収集する。

表 2－8－1 県央土木総合事務所の河川水位観測場所

河 川 名	観測場所	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
犀 川	下 菊 橋	1.90m	2.50m	2.60m	2.80m
	示 野 橋	2.70	3.20	3.30	3.70
浅 野 川	芝 原 橋	1.80	2.10	—	—
	天 神 橋	1.30	1.70	1.90	2.20
	小 橋	2.80	2.90	—	—
伏 見 川	山科3丁目	0.40	0.60	0.60	0.90
	米 泉	1.60	2.00	3.10	3.50
金 腐 川	御所通学橋	1.80	2.00	2.10	2.50
森 下 川	森 本 大 橋	2.30	2.80	2.90	3.60
高 橋 川	四十万田橋	0.40	0.50	0.60	0.80
	馬 替	0.90	1.40	1.60	1.80
安 原 川	安 原 大 橋	1.60	2.20	2.50	2.90
大 野 川	機 具 橋	0.70	0.80	1.00	1.10
河 北 湯	八 田 町	0.80	0.90	1.10	1.20
	湯 端	0.80	0.90	1.10	1.20
	貯木場（内）	0.80	0.90	1.10	1.20

② 水門中央監視システム

64 水門をテレメーター化し、監視・遠隔操作を行う。

③ 雨量・水位監視システム

金沢市の所有する雨量計 26 箇所、水位計 27 箇所及び石川県が所有する雨量計 10 箇所、水位計 19 箇所の情報を収集し、迅速な水防活動体制の指標とする。

④ 河川等監視カメラ

河川、用水および雨水ポンプ場等の 25 箇所に水位状況等を監視するカメラを設置することで、迅速な水防活動体制の指標とする。

また、石川県の所有するカメラ画像を取得することで体制の強化を図る。

（２）水防訓練

市は、金沢市水防計画に定めるところにより、毎年実情に即した水防訓練を実施する。

水防訓練の項目は、①観測（水位等）、②通報（電話、伝達）、③動員（水防本部員、居住者の応援）、④輸送（資材、器材、人員）、⑤工法（各水防工法）、⑥桶門、角落し等の操作、⑦避難（危険区域居住者の避難）とする。

水防訓練には一般市民の参加なども求め、水防意識の高揚に努める。

（３）水防工法の検討と水防施設等の整備

水防管理者は、重要水防箇所等について具体的な水防工法を検討しておくとともに、災害対策上重要な水防施設が適切な防災性、耐震性を有するよう計画・整備を図り、また、移動ポンプや応急復旧資機材の備蓄、補充に努める。

【参照】資料５ 重要水防箇所

資料６ 重要水防箇所図

資料７ 水防倉庫一覧表

（４）浸水想定区域の調査と浸水避難計画の作成

市は、気象や水位等の観測データ等を踏まえ、水害による浸水想定区域の調査（県調査）を基に、関係機関と協議して浸水避難計画を作成するとともに、その防災対策推進のための研究に努める。

① 豪雨時の安全避難ガイドの作成及び公表

県の管理する河川のうち浸水被害調査（破堤した場合の浸水区域と湛水深）の実施結果に基づき、浸水想定区域、浸水深、避難経路、避難場所等を記載した豪雨時の安全避難ガイドを公開し、市民にホームページやマップ等で周知する。

（５）水防計画に基づく危険区域の監視

水防管理者は、異常降雨に伴って河川の水位が上昇しているとき、若しくは高潮・高波により海岸で越波が予想されるとき、又は指定河川について水防警報が発せられたときは、水防計画の定める危険区域について、堤防巡視を行い、監視のための水防団員を配置する。

（６）水防資機材の点検配備

水防管理者は、水防倉庫格納資機材の点検を定期的に行うとともに、異常降雨に伴って河川の水位が上昇しているとき、若しくは高潮・高波により海岸で越波が予想されるとき、又は指定河川について水防警報が発せられたときは、堤防監視による出水状況に応じて水防作業を実施すべき箇所に資機材の配備を行う。また、使用後は直ちに不足分を補充する。

（７）水防作業人員の確保

水防管理者は、異常降雨に伴って河川の水位が上昇しているとき、若しくは高潮・高波により海岸で越波が予想されるとき、又は指定河川について水防警報が発せられたときは、消防機関又は水防団に出動の準備をさせ、消防長又は水防団長は水防作業上必要な人

員確保のため、消防職員又は水防団員に自宅待機等の所要の措置を講ずる。

（８）避難準備措置の確立

市長は、異常降雨に伴って河川の水位が上昇しているとき、若しくは高潮・高波により海岸で越波が予想されるとき、又は指定河川について水防警報が発せられたときは、その状況に応じて、溢水あるいは破堤により又は土石流、地すべり、がけ崩れ、山崩れ等によって直接被害を受けるおそれのある集落等に対し、速やかに高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を発令するなど、市民の生命又は身体を災害から保護するための避難準備措置を講ずる。

また、平時から豪雨時の安全避難ガイド等により水害危険について市民へ周知を図る。

（９）地下空間の浸水対策

- ① 市は、地下街、ビルの地階などの地下空間について、浸水防止施設の設置を推進するため、施設の具体的事例等必要な情報を地下空間の管理者等に提供する。
- ② 地下空間の管理者は、浸水防止施設の設置に努めるとともに、円滑な避難誘導ができるよう避難誘導計画等の整備に努める。
- ③ 道路管理者は、地下道の冠水による事故を未然に防止するため、道路状況等を把握するために必要となる監視カメラ等の施設整備を図るとともに、警察機関及び消防機関との連携で、適切な道路管理に努めるものとする。

（10）橋梁など河川横断構造物の設計段階での配慮

橋梁など河川横断構造物の設計にあたっては、洪水流下を阻害しないよう、橋脚などの河川内構造物の配置、形状に留意するものとする。

（11）河岸樹木などの整理

水害の発生については、河道内、河岸の樹木が、流下能力の低下を招き、あるいは出水により倒され流木となって河道を塞ぎ、被害拡大を引き起こすケースがあることから、倒木のリスクのある樹木の伐採など、適切な樹木管理を実施又は要請する。

（12）農業用排水路、ため池等の点検

市又は土地改良区等の管理に係る農業用排水路、ため池等にあつては、それぞれの管理団体が点検を行い所要の予防措置を講ずる。

また、防災重点ため池をはじめ、災害による破損等で決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池について、関係者で緊急連絡体制等を整備するとともに、市は、ハザードマップの作成・周知等により、関係住民に適切な情報提供を図る。

4 風害の予防対策

本市においては、過去にも台風、季節風、竜巻等により複雑多様な災害がもたらされており、これに対する災害予防に十分注意する必要がある。

このため、予想し得る気象状況を早期に把握収集し、全庁的な注意、警戒体制をとるとと

もに、水害予防対策ともあわせて、雨量・水位等の観測体制や水防施設等の整備充実、防災対策の研究に努める。

(1) 船舶の事前避難措置

船舶の所有者及び漁業協同組合は、台風情報等に十分注意し、遭難防止のため出港を見合わせ、また早期避難、港湾での繋留など必要な事前避難措置を講ずる。

海上保安部は、航行船舶に対し周知可能な方法により警告を行うほか、必要に応じ出漁海域に巡視船艇を派遣して避難を勧告する。

(2) 高波被害、潮害、造林・農林産物等被害の防止

港湾管理者及び市長は、風浪の状況に応じ必要があると認めるときには、海岸の護岸、防潮堤等の巡視を行うとともに、危険区域の監視、水防資機材の点検配備、水防作業人員の確保、避難準備措置の確立に努める。

また、高波、波浪等に対応できる港湾施設や海岸保全施設の整備を促進するとともに、防風林の保全などにより、潮害や海岸の飛砂等の防止に努める。

風害により市営造林の倒壊や農林産物の被害を生じた場合には、迅速に被害状況の調査を行い、国庫補助や保険制度等による復旧対策と二次災害の防止措置に努める。

(3) 家屋その他建築物等の緊急措置

家屋その他建築物等の倒壊防止等の緊急措置は、それぞれ家屋その他建築物等の管理者が行うものとする。

市長は、局部的に甚大な風害被害が発生したときは、迅速に被害状況の調査を行い、道路の障害物除去や屋根のシート掛けなど必要な緊急対策措置を講じ、二次災害の防止に努める。

(4) 街路樹、公園樹、公共施設等の緊急措置

風害により、街路樹、公園樹等が倒壊し、公共施設に被害を生じた場合には、迅速に被害状況の調査を行い、道路の障害物除去や屋根のシート掛けなど必要な緊急対策措置を講じ、二次災害の防止に努める。

5 雪害の予防対策

本市は、豪雪地域に位置し、特に湿潤で重い積雪特性に十分留意し、予防体制の確立と雪害に強い総合的なまちづくりの推進が求められている。

雪害に対する予防は、「道路除雪計画」等に基づき、予想し得る気象状況及び積雪計や監視カメラ等により積雪量を適時適切に把握・収集して、必要な注意、警戒措置を実施するとともに、克雪都市づくり対策事業を計画的に推進する。

(1) 克雪都市づくり対策事業

① 消雪装置整備事業

冬期の交通確保と市民生活の確保を図るため、昭和43年度から主要交差点、急坂、

幹線道路等の消融雪装置整備を図っているが、環境保全に配慮し、下水道処理水利用や河川水利用による消雪装置の設置にも努めている。

この消雪装置は、すべて遠隔装置による集中管理方式で管理している。

② 用水利用消雪事業

約3.9kmの準用河川及び用水に消雪板等を設置。

③ 消雪排水処理対策事業

歩道のシャーベット状の水たまりを解消するため集中溝を設置。

④ 融雪機械等の体制

6 干ばつ災害の予防対策

干ばつについては、気象状況を早期に把握し、水源の確保など必要な対策を講じ、被害の軽減に努める。

（１）干ばつ対策の実施

ア 住民に節水協力を強く求めるとともに、水圧低下又は井戸水の枯渇等による断水地域に対しては、タンク車などによる生活用水の給水に万全を期す。

イ 県の指導を受け、事前に農林水産物の干ばつ被害の防止技術等の防止対策を明示する。

（２）防火対策の強化

渇水時には火災の危険性が増大するので、防火体制を徹底し、消火用水を確保するとともに、市民に対し火災予防の周知徹底を図る。

また、山林の防火対策の強化については、事故災害対策編第2章第7節「林野火災対策計画」による。

（３）人工降雨の実施

異常渇水が長期間継続することが予想される場合は、県及び関係市町と人工降雨の実施について協議する。

7 建築物等の災害予防対策

建築物の構造については、建築基準法令により安全性が要請されているが、着実に公共、民間建築物の不燃性、耐震性の確保に努め、とりわけ古い一般住宅の多い本市にあっては、一般建築物の安全性を高めるとともに、都市の過密化、建築物の高層化の拡大等の都市環境の変化に十分留意し、災害等による建築物被害の未然防止と延焼拡大防止を図り、安心・安全な災害に強いまちづくりを進める。

（１）老朽建築物に対する調査、指導

市は、老朽危険建築物の敷地、構造等について保安上著しい危険がないかを調査し、所有者、管理者又は占有者に対して、除去、移転、修繕、改築、使用禁止等の措置を講ずる。

（２）特殊建築物の検査、指導

多くの人が利用する旅館、百貨店、マーケット、病院、興業場、集会場等特殊建築物及びその設備については、特に安全に対する配慮が求められ、市は、定期的に所有者等からその状況を報告させ、又は実地に調査し、その結果に基づいて適切な指導を行う。

（３）不燃性建築物の建築促進

都市計画法に基づく防火地域（準防火地域）の指定を行うほか、建築基準法に基づく耐火建築への促進を図り、既存木造建築物の延焼防止対策を推進する。

（４）市街地再開発事業等の促進

市街地における非耐火建築物の集積地区及び建築物の密集地区等においては、都市再開発法に基づく市街地再開発事業等を行うことにより、公園緑地等都市空間の創設、避難道路の整備及び地区の不燃化を促し、都市構造の強化を進める。

（５）中高層建築物の防火対策

ア 建築物の位置、構造、設備は、建築基準法令に基づき、消防用設備等は、消防法令に基づき、それぞれ定められた技術上の基準に適合した状態に施工・維持するよう指導する。

イ 建築物に対して、法令等に基づく立入検査を年１回以上実施し、消防用設備等及び防火避難用設備の設置・維持・管理、特別避難階段の設置、排煙口や非常用の進入口、非常用エレベーターの運行の確保について、災害予防上の見地から必要な指導を行う。

ウ 高層建築物の不燃化、火気設備及び火気管理の規制、防災設備の集中管理、避難計画等防災計画の作成、自衛消防隊の訓練の実施について、指導を行う。

エ 敷地の道路に対する基準、宅地又は敷地内通路の基準、廊下及び直通階段の基準、出入口又は非常口の基準、避難階段・直通階段等の施設又は廊下との基準を確保するとともに、防火壁・防火区画あるいは特定防火設備の設置、排煙設備又は非常用の照明装置の設置、非常用の進入口の設置を確保する。

オ 百貨店等については、火災の発生又は拡大危険のある物質の安全管理、上階への延焼防止措置、避難技術の検討、消防隊の進入経路の確保、注排水措置の確立、避難訓練の実施、夜間・休日時の防火管理・模様替え等の作業管理体制の確立について、指導を行う。

（６）地下街（準地下街）の防災対策

地下街（準地下街）の管理者、消防局、ガス事業者等は、相互に緊密に連携、協力して、所要の防災対策を実施する。

ア 管理者は、可燃物及び火気の取扱い制限及び火気使用店舗の配置の適正化に努め、消防用設備等の設置促進、ガス漏れ警報器や緊急ガス遮断器の設置と定期点検の実施、入居者等の防火管理体制の強化、避難救助体制の整備、防災訓練の実施等に努める。

イ 消防機関は、消防用設備等の設置促進の指導、防災講習会の開催など防火管理体

制の強化、予防査察時のガス事業者との合同点検の実施、消防隊の進入方法等の研究、ガス漏れ現場での避難誘導、立入禁止等ガス事業者との連携対応等に努める。

ウ ガス事業者は、供給・消費設備機器の点検整備の励行、ガス漏れ警報器や緊急ガス遮断器の設置指導、消費者に対するガス安全保安の啓発、消防機関との合同点検の実施、ガス漏れ箇所の探知とガスの流出防止、排煙設備等による拡散、避難誘導、立入禁止措置等に努める。

（７）建築主等が行う安全対策

瓦・外装材等の落下物対策、ガラスの飛散防止及び、敷地内よう壁の維持管理等安全対策に努める。

（８）落下倒壊危険物対策

道路及びその周辺の構造物等が落下、倒壊することによる被害を予防するため、道路管理者、公安委員会、北陸送配電株式会社、西日本電信電話株式会社、その他の所有者、設置者は、次によりそれぞれ道路周辺等の構造物等の点検、補修、補強等を行う。

表2-8-2 落下倒壊危険物対策一覧表

物件名	対策実施者	措 置 等
横断歩道橋	道路管理者	耐震診断を行い、落橋防止を図り、道路の安全確保に努める。
道路標識、 交通信号機等	管 理 者	施設の点検を行い、速やかに改善し、危険の防止を図る。
枯死街路樹等		樹木除去等適切な管理を講ずるよう努める。
電柱、街路灯		設備状態の点検を行い、倒壊等の防止を図る。
アーケード、 バス停上屋等	設 置 者 管 理 者	新設については、安全性を厳密に審査する。 既存のものは、各施設管理者による点検、補強を進める。 設置者又は管理者は、これらの対策、措置に努める。
看板、広告等		許可及び許可の更新に際し、安全管理の実施を許可条件とする。許可の更新時期に至っていないものについては、関係者の協力を求め安全性の向上を図る。 設置者又は管理者は、許可条件を遵守するとともに、安全性の向上に努める。
ブロック塀	所 有 者	既存のブロック塀の危険度を点検し、危険なものについては、改良又は生け垣化等をする。 新設するものについては、安全なブロック塀を設置する。
ガラス窓等	所 有 者	破損、落下により通行人に危害を及ぼさないよう補強する。
自動販売機	管 理 者	転倒により、道路の通行及び安全上支障のないよう措置する。
樹木、煙突	所 有 者	倒壊等のおそれのあるもの、不要なものは除去に努める。

8 地盤災害危険地域における災害の予防対策

本市は、山岳地帯から丘陵、台地部にかけて起伏に富んだ地形を形成し、金沢平野部は粘土・砂・砂礫からなる比較的軟弱な沖積層が分布している特性から、風水害に伴って住宅地域等において各種の地盤災害が発生しており、十分留意しなければならない。

県及び市は、こうした地すべり、がけ崩れ、山崩れ、土石流、急傾斜地等の崩壊等の災害を防止するため、危険箇所の現況を把握し、区域の指定・管理、警戒避難体制の確立、防止施設の新設・改良、危険箇所とその周辺の住宅移転等の総合的な対策を実施、指導するよう努める。

また、宅地造成及び特定盛土等規制法の施行を踏まえ、盛土等に伴う災害の防止のため、新たな規制区域を指定する県と連携を図る。

(1) 地盤災害の危険地区の指定及び周知

県及び市は、地盤災害から市民の生命と財産を保護するため、危険地区の現況を調査し、法令に基づき県が指定する土砂災害警戒区域やその他危険地区を地域防災計画に明示するとともに、周辺住民に対し災害の危険性について周知徹底を図る。

【参照】資料8 がけ地等危険箇所

資料9 落石等注意箇所

資料10 降雨情報連絡装置場所

（２）土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進

① 基礎調査の推進

県は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下「土砂災害防止法」という）に基づき、土砂災害により住民等に危害が生じるおそれのある土地を調査し、その結果を市長に通知するとともに公表する。

② 土砂災害警戒区域における対策

ア 県は、あらかじめ、市長の意見を聴いて土砂災害警戒区域（以下、警戒区域という）の指定に努める。また、県は、警戒区域の指定をするときは、その旨並びに指定の区域及び土砂災害の発生原因となる自然現象の種類について、住民への周知を図るとともに、市地域防災計画において、警戒避難体制に関する事項を定めるにあたり必要な情報を、当該警戒区域を含む市に提供する。

イ 市は、警戒区域の指定があったときは、市地域防災計画において、当該警戒区域ごとに、以下の事項について定める。

（ア）土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報または警報の発令及び伝達に関する事項

（イ）避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

（ロ）災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

（ハ）警戒区域内に、社会福祉施設、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、土砂災害が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

（ニ）救助に関する事項

（ホ）前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

ウ 市は、前項（エ）に記載する事項を定めるときは、当該市地域防災計画において、土砂災害が発生するおそれがある場合における同号に規定する施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、同項（ア）に掲げる事項として土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定める。

エ 警戒区域をその区域に含む市長は、土砂災害防止法に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所、その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項等市地域防災計画に定められた事項を記載した土砂災害ハザードマップ等を作成し、住民に周知する。

オ 県及び市は、協力して土砂災害に対して住民等を啓発するための防災教育や防災訓練の実施に努めるものとする。また、警戒区域をその区域に含む市は、土砂災害に係る避難訓練を毎年1回以上実施することを基本とする。

③ 土砂災害特別警戒区域における対策

県は、「土砂災害防止法」に基づき、土砂災害警戒区域農地、建築物に損壊が生じ、住民等の身体に著しい危害が生じるおそれのある区域を、市の意見を聴いて土砂災害特別警戒区域として指定し、以下の措置を講ずる。

- ア 住宅分譲地や社会福祉施設等のための開発行為に関する許可
- イ 建築基準法に基づく建築物の構造規制
- ウ 土砂災害時に著しい危害が生じるおそれのある建築物に対する移転等の指示
- エ 指示による移転者への融資、資金の確保

(3) 山間地の孤立する可能性のある地区の選定

土砂災害危険箇所等の地区及び現地調査により災害時に孤立する可能性のある地区を把握し、土砂災害警戒区域等と整合を図りながら、その対応と措置を講ずる。

(4) 警戒体制の確立

市は、関係機関と連携を密にし、定期的に危険地区の巡視・点検を実施し、災害の未然防止に努める。

市は、土砂災害警戒情報が発表されたとき、又は地すべり、がけ崩れ、山崩れ、土石流、急傾斜地等の崩壊等のおそれのあると認めるときは、危険地区の巡視・警戒を行うとともに、当該危険地区に警戒要員を配置するなどの所要の措置を講ずる。なお、巡視・警戒に当たるべき時期を失しないよう、関係機関と連絡を密にし、降雨量の把握に努めるとともに、雨量計設置機関は逐次情報の提供に努める。

(5) 避難体制の確立

市長は、土砂災害警戒情報が発表された場合、又は地盤災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合において、当該地域住民の生命、身体を災害から保護し、その災害の拡大を防止するため必要があると認めるときは、当該地域の住民、滞在者その他の者に対して高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を状況に応じて発令する。

また、地域の実情に最も適した避難場所、避難経路及び避難誘導方法等を定め、広報紙、パンフレット等により地域住民に対して周知徹底を図る。

さらに、危険地区などにおいては、差し迫った状況で避難所への避難が困難な場合に備えて、2階以上(斜面と反対側の部屋)に避難すること、周囲の比較的高い建物(鉄筋コンクリート等の堅固な構造物)に避難する等、近隣に一時避難先を決めておくことなど啓発を行う。

(6) 住宅移転事業の促進

県及び市は、危険箇所に居住するものに対して、必要な指導を行うとともに、各種制度の活用により、住民の生命、財産等を災害から保護するために、危険住宅の移転促進に努める。

(7) 宅地造成地等災害予防

県及び市は、宅地の造成に伴うがけ崩れ又は土砂の流出等崩壊の発生を防止するため、宅地造成工事規制区域を指定し、宅地造成に関する工事の適切な規制、指導を行う。

(8) 複合災害への対応

複合災害(同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することに

より、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）が起これることを想定し、被害を軽減する対策を講じる。

なお、市、県及び防災関連機関は、平素から備えを充実するとともに、本計画各編に記載する対策の内容を踏まえるとともに、複合災害への対応に留意し、所要の措置を講じる。

ア 複合災害が発生した場合において、災害にあたる要員、資機材等について、不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材等の資源配分に関して調整を行い、外部からの支援を早期に要請することも定めるよう努める。

イ 様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、職員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実働訓練の実施に努めるものとする。

ウ 複合災害が発生した場合において、対策本部が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努め、連携方策をあらかじめ定めておくものとする。

9 文化財に対する防災対策

（１）安全対策の方針

本市は、歴史文化都市として幾多の文化財を有しており、文化財が国民共有の財産であることを十分認識し、文化財の適切な保護、管理体制の確立を図り、防火・防災体制を整え、火災警戒や防災訓練を実施するとともに、防災施設・設備の整備を促進する。また、史跡、名勝等については、崩壊・倒木などの危険箇所の整備を促進し、安全を確保する。

（２）市の対応方針

文化財の実態を把握するとともに、防災対策について、文化財所有者、管理者に対し、防災施設の点検や可能な修理補強等を指導し、安全の確保と文化財に対する防災意識の啓発を図るとともに、文化財保護のため平常時から民間団体との連携を強化する。

防災対策の実施に当たっては、別途定める歴史文化遺産防災管理対応マニュアルに従う。

10 農林水産災害の予防対策

災害から農林水産業の被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防止するため、農地、農業用施設保全事業等の推進を図るとともに、被害防止の指導を徹底する。

11 防災パトロール

市をはじめとする防災関係機関は、異常な気象条件のもとで発生する各種の災害に対処するため、防災上重要な施設や危険箇所について総合的に調査検討を行い、災害の未然防止、拡大防止及び応急対策に資するとともに、防災体制の確立を図るため、随時、防災パトロールを実施する。

(1) 調査対象

- ア 河川、道路、橋梁、港湾施設等防災上重要な施設
- イ 地すべり、山崩れ、がけ崩れ等の危険箇所及び過去の災害発生箇所
- ウ 孤立予想集落及び臨時離着陸場

(2) 実施方法

防災関係機関は、現地へ出向き、又はヘリコプター等の航空機により上空からパトロールを実施する。

(3) 実施機関

- | | |
|-------|------------------------------|
| ア 市 | 関係各課、消防機関 |
| イ 県 | 関係各課（出先機関） |
| ウ 国 | 金沢河川国道事務所、金沢港湾・空港整備事務所、海上保安部 |
| エ 警察 | 本部、警察署 |
| オ 自衛隊 | 陸上自衛隊第14普通科連隊 |

(4) 調査結果

市は、防災パトロールの調査結果を取りまとめ、防災関係機関にその内容を通知する。
各防災関係機関は、調査結果を踏まえ、適切な予防措置を講ずる。

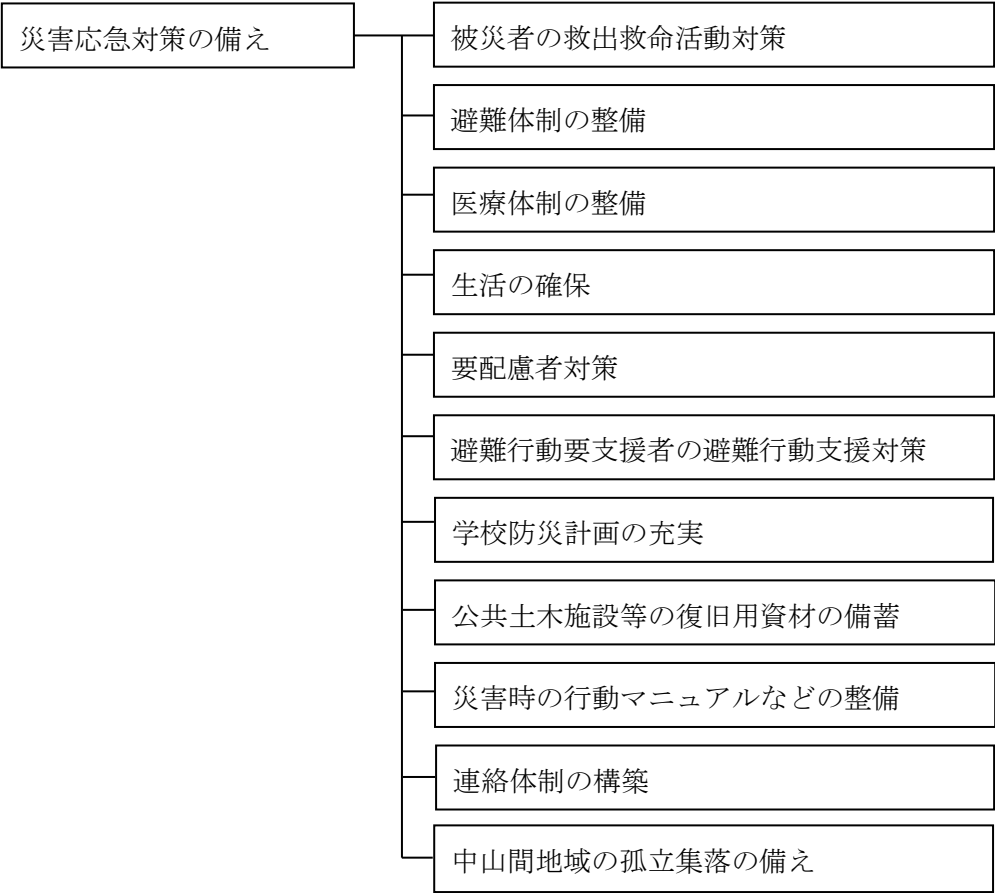
第9節 災害応急対策の備え

所 管	☐ 消防局 ☐ 危機管理監 ☐ 福祉健康局 ☐ 都市整備局 ☐ 土木局
	☐ 教育委員会 ☐ 企業局 ☐ 関係各局

1 基本方針

迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するため、金沢市における平時からの備えについて定める。

■体系



2 被災者の救出救命活動対策

火災、台風、水害、雪害、土砂災害などによる被災者に対する救出救命活動が迅速かつ的確に行われるよう、県及び関係機関との連携体制の強化を図るとともに、平時から次の措置を行う。

(1) 市が実施すべき事項

ア 市民、自主防災組織、事業者等に対する地域相互扶助による救出救命活動の意識啓発

- イ 市民、自主防災組織、事業者等への自動体外式除細動器（AED）の使用に関する講習会の開催
- ウ 消防機関及び消防団の救出救護活動用資機材の配備
- エ 救出技術、応急手当の知識及び技術の教育、救出救護活動の指導
- オ 自主防災組織の救出救護活動用資機材の整備支援
- カ 避難行動要支援者名簿の整備
- キ 救出救護活動用資機材の活用における、民間事業者等との連携

（２）自主防災組織、事業所等が実施すべき事項

- ア 救出技術、応急手当の知識及び技術の習得
- イ 救出救護活動用資機材の整備・点検及び訓練の実施
- ウ 自主防災組織と事業者等との地域連携体制の確立と訓練の実施
- エ 地域における要配慮者の事前把握

3 避難体制の整備

市は、建物倒壊及び出火、延焼等の災害に備えて、避難場所、避難路の確保、整備に努め、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地の有効活用を図る。

また、避難場所については、町会連合会、自主防災組織等を通じて住民に周知徹底を図る。

さらに、近年の大規模災害では家屋の被災状況や家庭環境、避難所環境により、やむを得ず在宅避難や車中泊避難を選択するケースもあったことから、様々な避難手法に応じた対応に努める。

（１）避難場所の指定等

市は、災害時に住民が安全かつ迅速に避難できるよう次の事項に留意し、避難場所を指定し、避難路を確保するとともに、住民に対して周知徹底を図る。

また、高齢者や障害のある人は一般の避難場所では健康の維持・確保が困難な要素が多いことから、校下・地区ごとの福祉避難所の指定など受入・支援体制の整備を図る。

なお、避難所の1人あたり面積をスフィア基準にあわせた3.5㎡とし、規模（収容量）・設備内容について、定期的に点検を行い、適正な配置に努めるとともに、避難が長期化した場合に備えて、被災者の健康管理等の観点から、あらかじめ公営や民間の宿泊施設の指定に努める。

① 避難場所

- ア 土砂崩れ、がけ崩れ、雪崩、浸水などに対する安全性
- イ 津波、高潮、高波に対する安全性
沿岸地域及び河川の下流域にあつては、標高の高い所であること。
- ウ 火災に対する安全性等
周囲から火災が迫ってきた場合でも、避難場所内で住民の身体の安全が確保できる広さを有するとともに、危険物等が蓄積されていない所であること。
- エ 公共性
いつでも避難場所として容易に活用でき、付近住民に認知されている施設であ

ること。

オ 生活必需品等の供給

避難場所には長時間滞在することも予想されるので、指定された避難場所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、医薬品、マスク、消毒液等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めること。

また、避難場所において貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど高齢者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した施設・設備や相談等の支援を受けることができる体制を整備し、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めること。とりわけ、学校施設が避難場所として多く使用されることから、防災機能の強化を図るため、貯水槽、備蓄倉庫、トイレ、自家発電装置等の整備に努めるとともに、拠点避難所等においてマンホールトイレ等の整備を推進する。さらに、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図ること。

② 避難路

ア 土砂崩れ、がけ崩れ、雪崩、浸水などの危険性がない所であること。

イ 道路付近に延焼の危険のある建物、危険物施設がないこと。

ウ 地盤が堅固で、地下に危険な埋設物がないこと。

エ 高波や浸水の危険のない道路であること。

オ 自動車の交通量が少ない道路であること。

（２）避難所運営体制の整備

市は、地域団体、避難者、市の避難所担当職員、避難所の施設管理者等が連携してそれぞれの役割を果たし、迅速かつ円滑な避難所の運営と災害関連死の防止に向け、必要な体制を整備する。

① 市の体制整備

ア 市は、全庁的な職員の派遣体制を強化する。

イ 市は、避難所運営に関する研修等を計画的に実施し、職員の運営能力の強化を図る。

ウ 市は、避難所と災害対策本部等との情報連絡が迅速に行われるよう、通信手段を確保するとともに、体制を強化する。

エ 市は、避難所の施設管理者、自主防災組織と事前協議を行い、避難所の開設準備や運営に関し協力を求めるとともに、施設管理者と連携して避難所の安全性を定期的に確認する。

オ 地区支部要員等の被災などによる避難所開設に遅延が生じることがないように、拠点避難所等において、地震の揺れで自動的にボックスの鍵が解錠する自動解除キーボックスを設置する。

② 避難所施設の体制整備

ア 避難所の施設管理者は、市との事前協議を踏まえ、避難所としての開放区域やレイアウト、空調設備の利用範囲等をあらかじめ定めておくとともに、施設職員による運営支援体制を整える。

イ 避難所等における災害関連死を防止するため、効果的な避難所運営について記

載するなどして、実効性の高い地区防災計画に見直しするよう地域住民に啓発し、訓練等を通じて検証に努める。

③ 地域における体制整備

子 市は、町会連合会、自主防災組織等において、避難所運営に係る役割分担や訓練等が円滑に行われるよう、事前協議や避難所開設・運営訓練等を通じて体制整備を促進する。

④ 避難所運営の強化

ア 市は、避難所の運営に携わる関係者の役割を示し、共通の理解の下に組織的かつ効率的な運営を実施するため、避難所運営マニュアルを策定するとともに、必要に応じ定期的に見直しを行う。

イ 市は、様々な機会をとらえて、避難所運営訓練の実施を推進するとともに、市の避難所担当職員は防災訓練に積極的に参加し、町会連合会、自主防災組織等や施設管理者との連携強化に努める。

ウ 市は、避難所運営の迅速化・効率化を図るため、受付や開設状況等のデータ処理に関してDX化を推進する。

エ 市は、避難所運営に係る人員不足が生じないよう、必要に応じ民間業者や団体等と連携し、運営体制の強化を図る。

オ 市は、学生などの運営支援者の育成により、避難所運営体制の強化を図る。

※避難所運営マニュアルとは、避難所運営の主体やタイムラインに応じた対応ポイントや避難所の集約、閉所等について記載した市全般の見本となるもの。

⑤ 避難所におけるペットの飼養

ア 避難所ではペットを屋外で飼育する「同行避難」を原則とし、ペットのケージや餌等、飼養に必要な器具については、原則自助対応を啓発する。市は、ペットのための避難スペースの確保等に努める。

イ ペットと一緒に避難所の室内で避難する「同伴避難」については、自主防災組織や施設管理者と事前協議を行い、室内での飼養管理が可能なスペースの確保や、ペット同伴避難に特化した一時避難所について引き続き検討するとともに、民間団体等と連携を図り、民間施設等の活用を検討する。

ウ 飼い主向けの災害時ペット対策事例集を取りまとめ、周知に努める。

(3) 交通規制

警察は、災害時の避難を容易にするため、避難場所の周辺及び周辺道路において、交通規制を実施するなど交通混乱の防止を図る。

(4) 避難場所の表示標識の設置

市は、避難場所について、町会連合会、自主防災組織等を通じて周知徹底するとともに、避難場所の表示標識を設置する。

また、観光客等土地に不慣れな方にもわかりやすい視認性の良い避難誘導標識等の設置に努める。

（５）安全確保計画

① 児童・生徒の安全確保

教育委員会及び学校長は、あらかじめ災害に応じた避難場所の複数化や二次避難場所の設定を含む避難誘導計画を策定し、避難経路の安全を確認するとともに、市長、PTA 等と協議し、保護者等との連絡方法や引き渡し、下校の方法、及び飲料水・医薬品等の調達等についても定めておく。

また、平素からこの計画に基づく訓練等を実施し、避難に万全を期す。

② 事業所等の安全確保

病院、社会福祉施設、興行場、事業所等多人数が利用、入所、又は勤務する施設その他防災上重要な施設の管理者は、あらかじめ設備等の定期確認、避難等の計画を定め、関係職員に周知徹底を図るとともに、訓練等を実施し、避難に万全を期す。

③ 要配慮者の安全確保

国が示している「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」（平成 18 年 3 月）を補強する形で、東日本大震災の教訓を踏まえ、平成 25 年の災害対策基本法の改正において、避難行動要支援者名簿を活用した実効性のある避難行動支援の実施が定められた。（避難行動要支援者：市内に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの）

これに従って、市レベルでの避難支援の対象者の範囲、要配慮者情報の収集・共有の方法、避難支援体制など要配慮者対策の取り組み方針を明らかにした避難支援プランを早期に策定し、具体的な避難支援計画の策定を行う。（「[7](#)避難行動要支援者の避難行動支援対策」参照のこと）

④ 外来者、帰宅困難者の安全確保

本市へ訪れた観光客などの外来者や自宅へ帰宅することが困難な帰宅困難者が中心市街地や観光地などにおいて発生することから、「むやみに移動を開始しない」という基本原則をもとに避難場所の確保や安否などの連絡システムの整備を行う。企業等に対しては、従業員等を一定期間とどめておくことを求めるとともに、帰宅困難者の受け入れ及び確認を行うための訓練の実施を働きかける。

（６）在宅避難者への対応

様々な事情により、在宅で避難する住民等の把握や生活環境の悪化を防ぐため、NPO 等と連携した戸別訪問による見守りサービス等の実施に努める。

（７）車中泊避難者への対応

エコノミークラス症候群等の健康被害や防犯上の懸念から、市として車中泊避難を推奨していないが、過去の大規模災害を鑑み、一定数発生する見込まれ、一時避難場所の事前指定や円滑な避難場所運営に努める。

（８）届出避難所制度の創設

市は、想定避難者数に対して避難スペースが不足する地域等に対し、市指定避難所とは別に、町会や自主防災組織が自主的に開設する避難所を「届出避難所」として事前登録し、

地域住民が自主的に避難することができる場所を確保する。

対象施設は、町会等の申請による地域の集会所や民間施設等とし、未耐震の建築物や土砂災害の危険性のある区域は除くものとする。

4 医療体制の整備

災害時には、市民の生命と安全を守るため、迅速な医療救護が要求される。

このため、医療機関は、施設等の不燃性等の強化に努め、市は、県及び防災関係機関と緊密な連携を図りながら、被災者の救護に万全を期すため、医療救護体制の整備に努める。また、医療機関は、被災時にあっても診療機能を維持するための施設・設備の整備に努めるとともに、それぞれの役割に応じた医療救護活動を実施するための体制を整備するなど、平時から災害の発生に備える。

(1) 医療に関する役割分担

① 市が実施すべき事項

- ア 医療救護班の派遣等医療救護計画の作成
- イ 金沢市医師会との医療救護班編成についての協議
- ウ 医療救護所で使用する資機材の備蓄又は調達計画の作成
- エ 重傷患者の収容計画及び搬送計画の作成
- オ 医療救護所等における被災者の健康対策、精神保健に関する計画の作成
- カ 医薬品の拠点備蓄と分散備蓄の推進
- キ 医療福祉団体との連携構築
- ク 健康危機管理体制の整備と強化
- ケ 災害時に機動的に活動できる人材の育成（対応の迅速化）

② 市民が実施すべき事項

- ア 軽度の傷病については、自分で手当てを行える程度の医薬品の準備
- イ 医療、救護を受けるまでの応急処置、救急看護技術の習得
- ウ 献血への協力

③ 自主防災組織等が中心となって実施すべき事項

- ア 応急救護活動を行う救出救護班の編成
- イ 医療関係団体等の協力により、応急処置、救急看護技術の習得
- ウ 担架、救急医療セット等の応急看護資機材等の整備

④ 医療機関が実施すべき事項

- ア 医療施設等の耐震性の強化
- イ 防災活動要領（マニュアル）の作成
- ウ 防災訓練の実施
- エ 災害時のライフライン（水、電気等）の維持体制の確立

(2) 医療救護計画の策定

① 市の体制整備

- ア 市は、市の実情にあわせた医療救護班を編成しておく。ただし、市独自で医療救

護編成が不可能な場合は、広域圏で編成する。

イ 医療救護班編成に当たっては、市医師会、公的病院等医療機関の全面的な協力を得る。

ウ 医療救護班は、原則として医師1名、看護師2名、補助者2名（運転手、連絡員）を一班とするよう編成し、できるだけ薬剤師も1名加えるよう努める。また、連絡体制についても定めておく。なお、市で編成する医療救護班については県へ報告し、変更した場合も同様とする。

エ 市は、円滑な医療救護活動を実施するため、あらかじめ責任者を定めるとともに、県が設置する地域医療救護活動支援室への当該責任者の参加及び連携について定めておく。

オ 市は、災害時に重症患者等の処置及び収容を行う病院をあらかじめ指定しておく。

カ 市は、災害が発生した場合、直ちに医療救護活動が円滑に開始できるよう応急救護設備等の整備に努めるとともに、常に点検を行っておく。

キ 市は、避難所における救護所の設置について、あらかじめ当該管理者と協議しておく。

ク 市は、病院、救護所の被害状況や傷病者の受入情報等の収集方法をあらかじめ定めておく。

② 県との協力

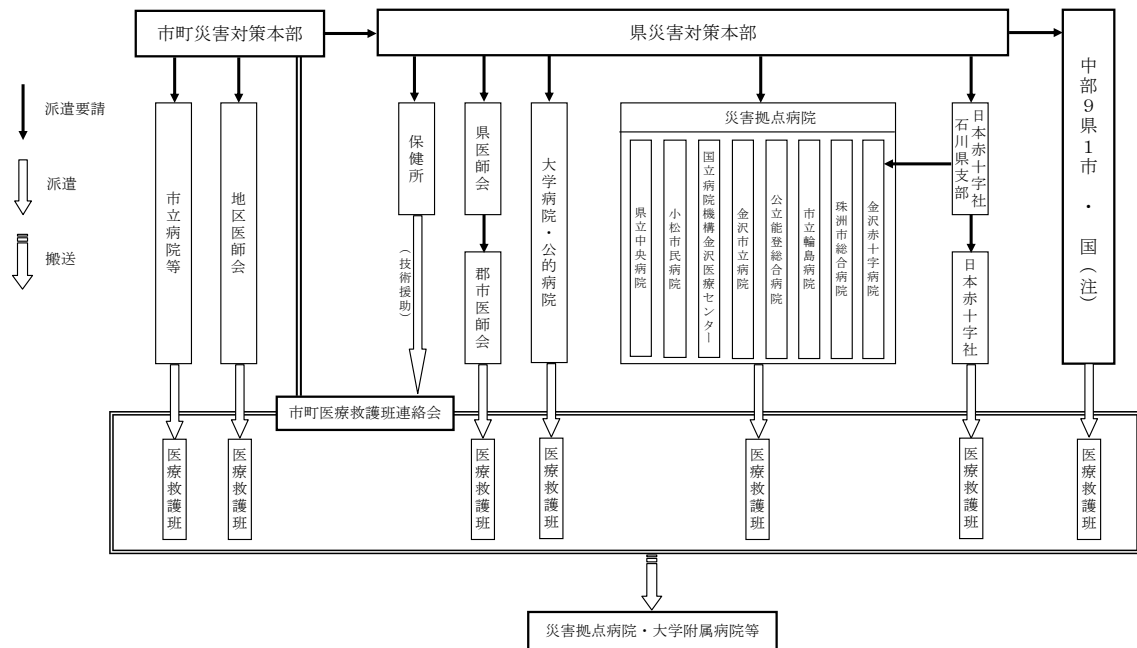
市の医療救護では不足する場合に備え、県が県医師会、大学附属病院、公的病院及び日本赤十字社石川県支部等の協力を得て確立する災害時の医療救護体制から応援、補完を受ける。

また、県が関係機関と連携して確立するヘリコプター等による患者の広域搬送体制を活用する。

(3) 情報連絡体制

① 医療救護活動に係る情報連絡体制

情報連絡の系統図は、次のとおりである。被災地内医療施設及び救護所に係る情報連絡体制については市が、災害時後方医療体制に係る情報連絡体制については県が整備する。



(注) 「9県1市」は、災害応援協定を締結している次の県市である。

協定名：中部9県1市災害応援時等に関する協定（平成7年11月4日締結、平成19年9月26日改訂）

協定県市：石川県、富山県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、名古屋市

図2-9-1 医療救護活動系統図

② 災害・救急医療情報システムによる連絡体制

県は、災害時において、医療機関の稼働状況、医師、看護師等スタッフの状況、ライフラインの確保状況、医薬品等の備蓄状況などの災害医療に係る総合的な情報収集及び提供を行う石川県災害・救急医療情報システムが有効に機能するよう体制を整備しており、本市消防局もこのシステムに参加している。

〔石川県災害・救急医療情報システムの概要〕

ア 平常時の救急医療活動への情報支援とともに、災害時における情報の混乱を防止し、速やかな情報伝達と救急救命活動・救急医療活動を支援することを目的に平成9年1月から運用開始

イ システム参加機関

医療機関、消防局・消防本部、医師会、保健福祉センター等

ウ 災害時情報

- 診療可否状況、医薬品等在庫状況、ライフライン状況、ボランティア情報等
- ③ 災害時優先電話の確保
- 市及び防災関係機関は、災害時の優先電話の確保など災害に強い通信の整備に努める。
- ④ 医療救護班連絡会の開催及び運営に関する訓練等
- 県及び市は、関係機関の協力を得ながら、災害時において医療救護活動が円滑に行われるよう、平時から、医療救護班連絡会の開催や運営等に関する研修や訓練の実施に努めるとともに、関係機関との合同初動訓練の実施により活動体制を整える。

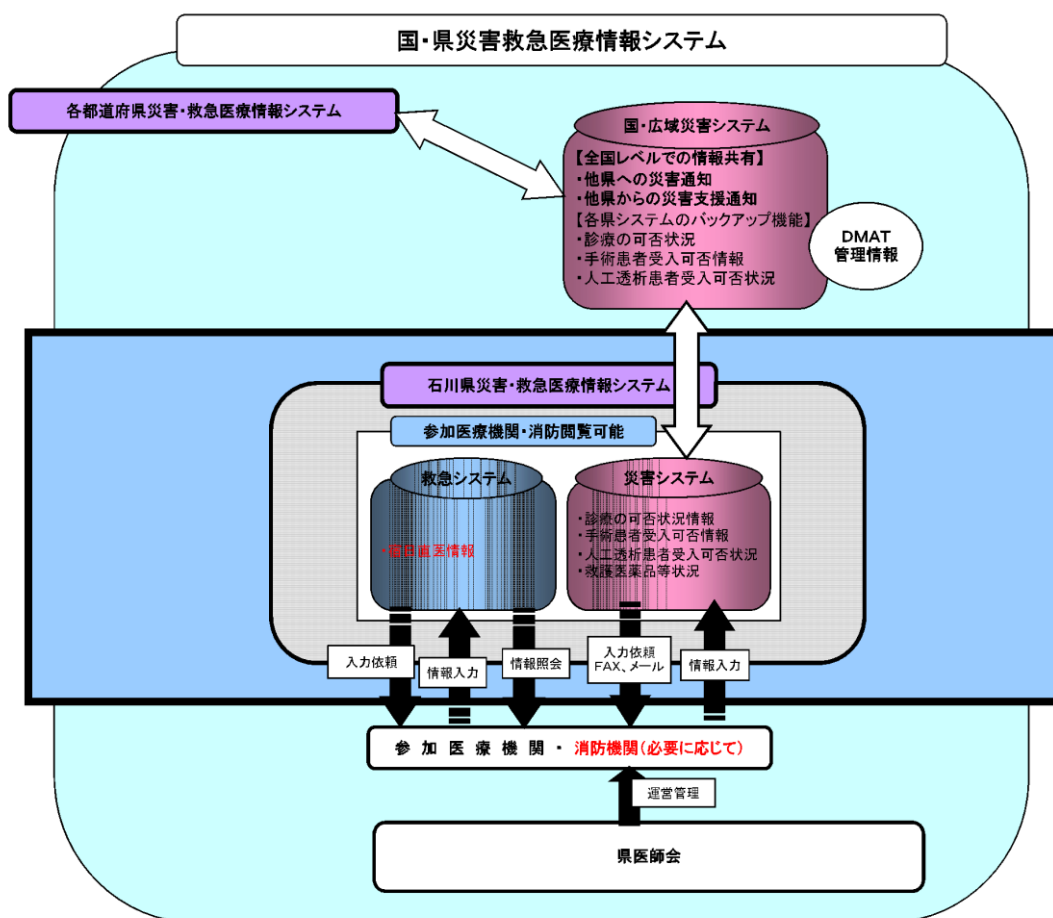


図2-9-2 石川県災害・救急医療情報システム概念図

5 生活の確保

大規模な地震や風水害等の発生直後は、交通・通信インフラの寸断等により流通機能が停止し、発災後3日間程度は被災地外からの支援物資が届かないことが想定される。このことから、市は防災備蓄計画を定め、必要な備蓄物資が最低3日間以上確保できるよう、発災1日目は自助・共助備蓄、2日目は市の備蓄、3日目以降は支援物資等に対応できる体制を確保するよう努める。また、想定避難者数に基づき市が備蓄・調達すべき品目・数量及び配備年数等を規定しているほか、市民による日頃からの家庭内備蓄及び自主防災組織を含めた地域での備蓄について規定し、大規模災害でも対応可能な備蓄体制の構築に努める。

(1) 食料及び生活必需品の確保

大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等も踏まえて、発災直後から被災者に対して円滑に食料、飲料水、生活必需品及び燃料等の備蓄・調達・輸送体制の整備を図る。要配慮者や高齢者へ配慮した手すりや車いすなどの福祉用具の配備に努める。女性の視点に立った支援物資（生理用品など）の備蓄・供給等の取り組みを一層推進する。

① 市が実施すべき事項

市は、大規模な地震災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという視点に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか、被災地における迅速な対応を図るため、防災備蓄倉庫（拠点備蓄）と学校備蓄倉庫（分散備蓄）の設置を計画的に進める。

また、備蓄品目については、避難者の生命と生活環境に不可欠な物資である基本8品目（食料、毛布、育児用調製粉乳、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー、生理用品）のほか、避難所環境の整備に必要な冷暖房機器、感染症対策に必要なマスクや消毒液等の配備に努める。平常時においては、各備蓄倉庫の備蓄状況を確認し、適正な備蓄数量の公表に努め、消費期限や耐用年数を考慮して必要に応じて数量や種類を見直しながら適正な周期で計画的な更新とフードバンク団体等と連携した備蓄品の利活用に努める。

また、災害時の調達を円滑に行うため、他の自治体との災害援助協定の締結、事業者等と「災害時における食料物資等の供給協力に関する協定」の締結を進め、緊急に調達し得る調達体制の整備を講じておく。また、新たな備蓄手法として、災害時協力協定団体との流通備蓄について検討に努め、保管スペースの確保や平時における適正な維持管理そして災害時における備蓄確保に努める。

同時に、被災者に物資が迅速に供給できるように、それぞれの救援物資等の集積、保管、配送等のための集配予定地をあらかじめ定めるとともに、平時から、物資調達・輸送調整等支援システムを活用した訓練等を通じて、物資の備蓄状況や輸送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した事業者団体等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。

② 市民が実施すべき事項

大規模災害時には、市が発災直後から生活関連物資を円滑に確保、供給することは不可能であることから、家庭や職場において、3日間程度生活ができる食料等の備蓄に努め、非常持出し品を準備しておくものとする。

表 2-9-1 備蓄倉庫

	区 分	名 称	備 蓄 内 容
拠 点 倉 庫	災害時に必要となる基本備蓄品		
	防 災 備 蓄 倉 庫	大和町防災備蓄倉庫（大和町） 大桑防災備蓄倉庫（大桑3丁目） 泉本町防災備蓄倉庫（泉本町5丁目） 金沢スタジアム防災備蓄倉庫（磯部町）	毛布、食料、 発電機、炊飯用大釜、 テント、オムツ、 救急セット、 簡易トイレ、 非常用保存水、 ブルーシート など
	学校備蓄倉庫等	犀桜小学校、長町中学校 小立野小学校、旧材木町小学校、 兼六小学校、森山町小学校、 中村町小学校、中央小学校、森本小学校、 旧馬場小学校、金石町小学校、泉小学校、 旧野町小学校、泉野小学校、富樫小学校、 松ヶ枝緑地倉庫、此花町緑地倉庫、 金沢市ものづくり会館（栗崎町4丁目） 金沢南総合運動公園（富樫3丁目） 安原スポーツ広場（下安原町）	
初 動 時 活 用 倉 庫	初動時に避難所運営に最低限必要となる備蓄品		
	学 校 備 蓄 倉 庫	上記以外の その他のすべての金沢市立小中学校等 68 校	毛布、救急セット、 発電機、テント、 ストーブ、炊飯用大釜、 簡易トイレ、 ブルーシート
	公 民 館	金沢市内のすべての公民館 61 館	毛布、テント、 簡易トイレ
	体 育 館	避難所として想定される体育館 12 館	毛布、テント、 簡易トイレ

表 2-9-2 金沢市災害時防災活動協力協定締結団体

協力活動	団体名	所在地	電話	F A X
飲料・食料・ 生活必需物資 供給	金沢市農業協同組合	松寺町末 59-1	237-0002	237-2209
	金沢中央農業協同組合	入江 1-1	291-5000	291-4111
	(一社)金沢市中央市場運営協会	西念 4-7-1	220-2717	222-2903
	(社)石川県パン協同組合	武蔵町 8-2	221-1653	同左
	石川県製麺工業協同組合	増泉 5-10-24	247-3305	247-3306
	(一社)石川県食品協会	鞍月 2-20	268-2400	268-6082
	協同組合金沢問屋センター	問屋町 2-61	237-8585	237-5240
	石川県生活協同組合連合会 生活協同組合コープいしかわ	古府 2-189 白山市行町西 1	259-5962 275-9854	259-5963 275-9951

	ユニー（株）	広岡 3-3-77	235-3512	235-3519
	アピタ金沢店	中村町 10-20	226-3111	226-3119
	ピアゴ金沢ベイ店	無量寺 4-56	225-2511	225-2518
	北陸コカ・コーラボトリング（株）	東蚊爪町 1-33-1	239-2350	239-9177
	コーンサントリービバレッジサービス（株）	野々市市押野 2-219	248-8850	248-5297
	スギホールディングス（株）	愛知県大府市横根町 新江 62-1	0562-45 2700	0562-45 2702

【参照】資料11 食料等の備蓄計画及び状況（令和7年度末）

（2）飲料水等の確保

食料や生活必需品と同様に、平時から家庭備蓄、公共備蓄を計画的に進める。

① 市が実施すべき事項

- ア 水道の基幹施設の耐震化と復旧用資機材の備蓄
- イ 学校防災井戸の設置及び消雪用井戸の計画的改良
- ウ 仮設給水栓、給水袋等の応急給水資機材の整備
- エ 市民、自主防災組織に対する貯水、応急給水についての指導
- オ 民間団体との応急給水・応急復旧に関する協力協定の締結
- カ 災害時協力井戸の活用強化、非常時に使用可能な給水設備（手押し式ポンプ等）の整備促進などによる生活用水の確保

② 市民が実施すべき事項

- ア 家庭における貯水
 - ・ 貯水すべき水量は、1人1日3ℓを基準。世帯人数の3日分を目標とする。
 - ・ 貯水は、水道水等衛生的な水を使用する。
 - ・ 容器は、衛生的で安全性が高く、地震動により水漏れ、破損しないものを用いる。
- イ 自主防災組織における飲料水の確保
 - ・ 応急給水を円滑に行う給水班等の編成を準備する。
 - ・ 非常時に利用予定の井戸等の水は水質検査を実施し、利用方法をあらかじめ検討しておく。
 - ・ 給水ポンプ、ポリタンク等応急給水に必要な資機材の整備と操作訓練により、取扱いに習熟する。

（3）清掃、防疫及び保健衛生活動

清潔な生活環境を維持するため、次の対策を講ずる。

① 市が実施すべき事項

- ア ごみ、し尿処理及び防疫実施計画の作成
- イ ごみ、し尿処分地の選定及び仮設トイレの備蓄
- ウ 防疫薬剤の備蓄及び消毒用機器の整備
- エ 市民が行うごみ、し尿処理及び防疫対策の指導

- オ 防疫活動に必要とする薬剤の調達計画の作成
- カ 被災動物の保護収容施設の設置及び救護活動計画の策定
- ② 市民が実施すべき事項
 - ア ごみ、し尿等の自家処理に必要な資材、器具の準備
 - イ ペット動物の飼育に必要な餌、水の確保と逃亡を防ぐ処置

（４）燃 料

ガソリン、重油、軽油、灯油、L P ガス等の燃料供給に関し、関係団体と協力協定を締結する等、優先的確保に努める。

表 2－9－3 金沢市災害時防災活動協力協定締結団体

協力活動	団体名	所在地	電話	F A X
燃料等供給	石川県エルピ ーガス協会金沢支部	古府 3-16	249-2300	249-2320
	石川県石油販売協同組合	鞍月 5-177	256-5330	238-3330
	石川県石油販売協同組合金沢支部			

（５）義援金・物資の受け入れ・配分マニュアルの作成

県及び市は、発災直後から義援金・物資の円滑な受け入れ等を図るため、具体的な受け入れ・配分に関するマニュアルの作成に努める。

6 要配慮者対策

災害発生時には、乳幼児、障害のある人、病人、高齢者、妊婦、外国人などの、災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適切な防災行動をとることが困難であり、災害の犠牲になりやすい人々である要配慮者が被害を受ける可能性が高い。

このため、市、県及び社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら災害から要配慮者を守るための防災対策の一層の充実を図る。

（１）在宅の要配慮者への配慮

① 要配慮者の日常的把握

市は、防災関係部局と福祉関係部局等との連携の下、平常時から県との連携及び民生・児童委員、ホームヘルパー、自主防災組織、ボランティア、自治会等の活動を通じて、高齢者、障害のある人等といった要配慮者の所在等を把握し、電子データ、ファイル等で管理するとともに、災害時において、迅速かつ一元的に避難誘導・安否確認等ができる体制を整備する。

② 要配慮者の避難支援計画の策定

市は、防災関係部局と福祉関係部局、警察本部等との連携の下、消防団、自主防災組織等、また、平常時から要配慮者と接している社会福祉協議会、地区民生委員協議会、介護サービス事業者、障害者団体等の福祉関係機関と協力して、個人情報保護やプライバシーに配慮しつつ、要配慮者に関する情報の共有、避難支援プランの策定等に努める。

特に、市レベルでの避難支援の対象者の範囲、避難支援体制など要配慮者対策の取り組み方針を明らかにした避難支援プランの全体計画を早期に作成するものとする。

(「7 避難行動要支援者の避難行動支援対策」参照のこと)

③ 緊急通報システム等の整備

市は、在宅の要配慮者の対応能力を考慮した緊急通報システムの整備を進めるとともに、地域ぐるみの避難誘導體制の確立を図る。

④ 防災マップの作成

市は、要配慮者の円滑な避難等に資するため、防災意識の普及啓発及び災害時に活用できる、コミュニティ単位の防災マップの作成に努める。

⑤ 要配慮者避難支援マップの作成

市は、要配慮者の円滑な避難支援のために、防災関係者が活用するコミュニティ単位の防災マップの作成に努める。

⑥ 防災知識の普及及び防災訓練の充実

市は、要配慮者及びその家族に対して、パンフレット配布等による防災知識の普及を図るとともに、地域の防災訓練に参加できるよう訓練内容を工夫する。

⑦ 福祉避難所の指定

市は、高齢者や障害のある人等は避難所内の一般避難スペースでは健康の維持・確保が困難な要素が多いことから、地区ごとの福祉避難所の指定を進める。

ア 要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。

イ 災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備されていること。

ウ 主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。

エ 福祉避難所の備蓄として、テントや毛布など運営用資機材のほか、食料等の配備に努める。

⑧ 二次避難支援体制の整備

市は、県の被災者の生活改善や相談対応、福祉避難所への誘導など、福祉サービス面での支援を行う災害派遣福祉チームを派遣する体制を整備し、関係団体や市との協力体制の構築を図る。

市は、国の福祉避難所の確保・運営ガイドラインを踏まえ、福祉避難所マニュアルを作成し、関係団体との連携により、福祉避難所への避難、緊急入所や緊急入院の必要な要配慮者の受入体制の確保に努める。

(2) 社会福祉施設等における整備

① 防災組織体制の整備

社会福祉施設等の管理者は、市や県が示す指針を活用するなどし、施設の実情に応じた「具体的な防災計画」を定め、施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制を明確化する。

また、社会福祉施設の管理者は、平常時から関係機関、地域住民及び自主防災組織等と連携を密にし、利用者の実態に応じた協力が得られるような体制づくりに努める。

市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における

幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるものとする。

② 防災設備等の整備

社会福祉施設等の管理者は、できるだけ土砂災害等の危険性の少ない場所に施設を立地するよう努めるものとする。

また、施設の災害に対する安全性を高めるため、施設の防災設備の整備等に努めるとともに、電気、水道等の供給停止に備えて、施設種別を考慮して利用者や職員の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品等の備蓄及び情報通信手段の確保等を行う。

また、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源（再生可能エネルギーによる発電や蓄電池の活用を含む）を確保するよう努め、その設置場所を工夫する。

③ 防災教育、防災訓練の充実

社会福祉施設等の管理者は、防災に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等についての理解、関心を高めるため、施設の職員等に対して防災教育を実施する。

また、災害時の切迫した状況下においても、適切な行動がとれるよう各々の施設の構造や土地条件・避難場所を考慮して防災訓練を定期的の実施する。特に、自力避難が困難な者等が利用している施設にあっては、職員が手薄になる夜間における防災訓練についても配慮する。

（3）外国人等に対する防災対策

市は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人や旅行者が災害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう以下の防災環境づくりに努める。

- ① 避難誘導標識及び避難場所等の表示標識を簡明かつ効果的なものにするとともに、多言語化を推進する。
- ② 多言語による防災知識の普及を推進する。
- ③ 外国人等の防災訓練への参加を推進する。
- ④ 地域全体で外国人等への支援システムや救助体制の整備などに努める。

7 避難行動要支援者の避難行動支援対策

避難行動要支援者名簿を活用した実効性のある避難支援を行うため、市は、当該地域における災害特性等を踏まえつつ、避難行動要支援者の避難支援についての全体的な考え方（全体計画）を整理し、本計画に重要事項を定めることとしている。以下にその内容を示す。

（1）避難支援等関係者の決定

全体計画の策定にあたっては、地域の実情に応じた実効性のある避難支援を計画する。そのため、避難支援等関係者の決定においては、消防機関、都道府県警察、民生委員、市町村社会福祉協議会、自主防災組織、福祉事業者に限定せずに、地域住民等の日常から避難行動要支援者と関わる者や高齢者や障害のある人等の多様な主体の参画を促し、地域に根差した幅広い団体の中から、避難支援者を決めることが必要である。また、より多くの避難支援等関係者を確保するのに当たっては、年齢要件等にとらわれず、地域住民の協

力を幅広く得る必要がある。

以下に、市における避難支援等関係者を示す。

- ・ 自主防災組織
- ・ 民生委員
- ・ 地区社会福祉協議会
- ・ 消防分団
- ・ 福祉専門職

(2) 避難行動要支援者名簿の作成

市は、避難行動要支援者の把握に努めるとともに、避難の支援を行うための基礎となる名簿「避難行動要支援者名簿」を作成する。(災害対策基本法第49条の10第1項及び金沢市避難行動要支援者名簿に関する条例)

① 避難行動要支援者名簿の記載事項

避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- ・ 氏名
- ・ 生年月日
- ・ 性別
- ・ 住所又は居所
- ・ 電話番号その他の連絡先
- ・ 避難支援等を必要とする事由
- ・ 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

② 要配慮者の把握

市は、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、関係部局で把握している要介護高齢者や障害のある人等の情報を集約するよう努める。その際、要介護状態区分別や障害種別、支援区分別に把握する。

また、市で把握していない情報については、県その他の関係機関に対して、要配慮者に関する情報の提供を求めることとする。

③ 避難行動要支援者の範囲

市は、名簿作成にあたって、避難行動要支援者の範囲を次の通り設定する。

但し、避難行動要支援者の要件を満たさない場合でも、以下のケースにより避難行動要支援者として「避難行動要支援者名簿」に掲載を求めることができる。

- ・ 避難支援等関係者の判断により、避難行動要支援者として避難行動要支援者名簿への掲載を市に求めることができる。
- ・ 形式要件から漏れた者が自らの命を主体的に守るため、自ら避難行動要支援者名簿への掲載を市に求めることができる。

- (ア) 要介護認定3以上を受けている者
- (イ) 身体障害者手帳の上肢、体幹、視覚、聴覚の障害が1、2級の者
- (ウ) 身体障害者手帳の下肢の障害が1から3級の者
- (エ) 療育手帳Aを所持する者
- (オ) 前各号以外で避難支援を要すると届け出て市長の認定を受けた者

(3) 名簿の管理

① 情報の適正管理

市は、避難行動要支援者名簿について適正な情報管理が行われるよう、情報セキュリティ対策については、総務省の『地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン』に基づき遵守を徹底する。

また、災害規模等によっては市の機能が著しく低下することを考え、避難行動要支援者名簿のバックアップ体制を構築する。また、災害による停電等を考慮し、電子媒体での管理に加え、紙媒体でも最新の情報を保管しておく。

② 名簿の更新と情報の共有

市は、避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、避難行動要支援者名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、避難行動要支援者名簿情報を最新の状態に維持する。また更新された情報は、市及び避難支援等関係者間で共有を図ることとする。

(4) 名簿情報の提供及び漏えい防止

市は、避難行動要支援者の名簿情報について、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者に提供するものとする。但し、名簿情報の提供にあたっては、避難行動要支援者に名簿情報を提供することの趣旨や内容を説明した上で、意思確認を行うものとする。

さらに、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、避難支援等関係者との間で名簿情報の取扱いに関する協定を締結し、以下の適切な措置を講ずる。

- ア 避難行動要支援者名簿には避難行動要支援者の秘匿性の高い個人情報も含まれるため、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供すること
- イ 災害対策基本法及び金沢市避難行動要支援者名簿に関する条例に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明すること
- ウ 受け取った避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導すること
- エ 避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、名簿情報を適正に管理する責任者を定めるとともに、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取扱う者を限定するよう指導すること
- オ 避難行動要支援者名簿の提供先に対し、個人情報の取扱いに関する研修を開催すること

（５）避難のための情報伝達

① 避難準備・高齢者等避難開始等の発令・伝達

市は、自然災害発生時に避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう、高齢者等避難、避難指示又は緊急安全確保の発令等の判断基準（具体的な考え方）を適時適切に発令し、関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達する。また、必要があると認めるときは、避難のための立退きの準備等の通知又は警告を行う。

特に、要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うために、着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達に当たっては、以下の配慮を行う。

- ・高齢者や障害のある人等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人一人に的確に伝わるようにすること
- ・同じ障害であっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意すること
- ・高齢者や障害のある人に合った、必要な情報を選んで流すこと

② 多様な手段の活用による情報伝達

自然災害発生時は、緊急かつ着実な避難指示が伝達されるよう、防災行政無線（戸別受信機）や広報車による情報伝達に加え、携帯端末等を活用した緊急速報メールなど、複数の手段を有機的に組み合わせる。

さらに、避難行動要支援者自身が情報を取得できるよう、日常的に生活を支援する機器等も活用するなど、多様な手段を活用して情報伝達を行う。

（６）避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者は、名簿情報に基づいて避難行動要支援者の避難支援を行う。

市等は、避難行動要支援者の避難支援については、避難支援等関係者等が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、安全確保に十分に配慮する。このため、避難支援等関係者等の安全確保の措置を決めるに当たっては、避難行動要支援者や避難支援等関係者等を含めた地域住民全体で話し合っ、ルールを決め、計画を作り、周知することとする。

8 学校防災計画の充実

災害の発生に際し、児童・生徒及び教職員の安全を確保するとともに、学校教育の円滑な実施等を図るため、「学校における災害対応基本指針」（令和８年３月改訂金沢市教育委員会）に基づき、児童・生徒の発達段階、地域の実情、過去の災害事例等を踏まえながら、次の事項に留意して、学校防災に関する計画の作成・充実を図る。

- ア 学校の施設・設備等の点検・整備、児童・生徒の学校生活等における危険の発見・除去体制の整備
- イ 児童・生徒が災害から自らの生命を守るべく安全な行動を取る能力や態度を育てる計画的な指導体制の整備
- ウ 災害が発生した場合に適切な緊急措置を講じる体制の整備

9 公共土木施設等の復旧用資材の備蓄

市は、公共土木施設等の復旧用資材の備蓄に努める。

10 災害時の行動マニュアルなどの整備

近年の風水害等における災害では、短時間に想定外の豪雨にみまわれ、防災においても想定外の対応を余儀なくされるケースが増えている。市は、こうした予期せぬ状況が起こりうるという視点にたって、前もって、起こりうるリスクを見直し、災害時に各組織がとるべき対応を定めた行動マニュアルなどを作成する。

11 連絡体制の構築

災害時協力団体・事業所との平常時における定期的な連絡体制を整備するとともに、自主防災組織とも、防災に関する情報交換や地域の課題などを把握し、改善や情報の共有化を進め、定期的な連絡体制を確保する。

12 中山間地域の孤立集落への備え

災害発生時に孤立の可能性がある中山間地域の集落を対象に、県と整合を図りながら孤立集落対策マニュアルを策定し、避難ルート及び迂回ルートの確認、エリア単位での自主防災組織の組織化や、連絡手段の確立、物資供給手段の確立のほか、備蓄の対応等により孤立集落対策の検討を進める。

第10節 防災施設等の整備

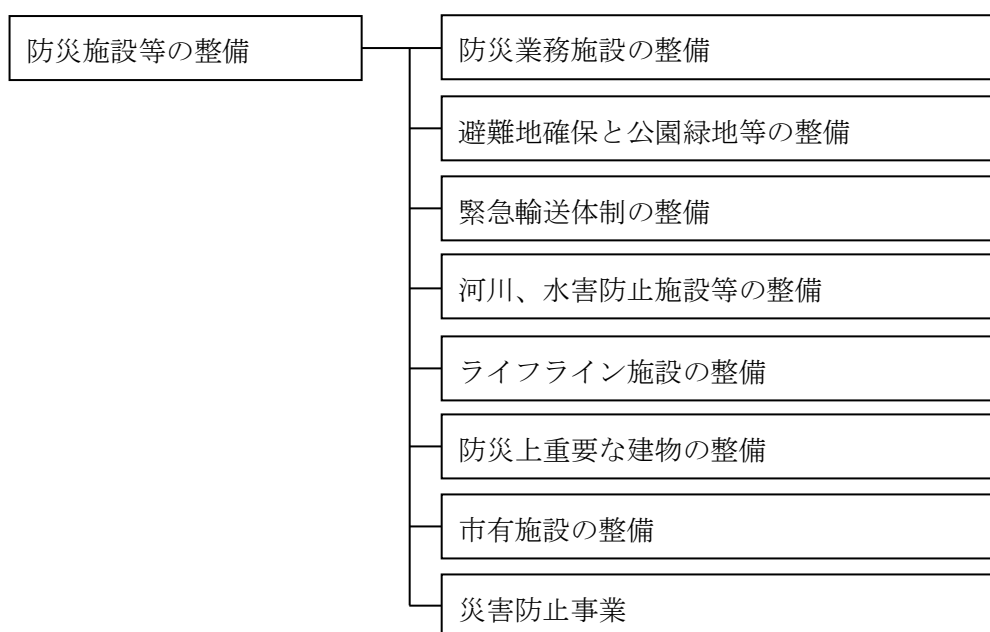
所 管

□消防局 □都市整備局 □土木局 □危機管理監 □企業局
□教育委員会 □関係各局

1 基本方針

都市行政の基本である「災害に強い安全な都市づくり」を目指して、都市防災対策上計画的に整備すべき施設等の整備と維持管理の方針を示す。

■体系



2 防災業務施設の整備

市は、防災活動を円滑に実施するため、危機管理センターをはじめとする防災施設の整備に努めるとともに、消防施設、通信施設その他の防災活動に必要な施設及び資機材の計画的整備を進める。また、これらの防災業務施設は、バックアップ電源（発電機）、通信設備の複数手段の確保など、防災施設の多重防護を推進するとともに、拠点施設が災害時に被害を受けない対策等の実施について配慮する。

（1）危機管理センターと防災拠点施設の整備

市は、災害時における防災関係機関の防災活動を円滑に実施するため、危機管理センターと防災拠点施設を計画的に整備し、食料、生活必需物資及び防災資機材の総合的な備蓄を推進する。

① 危機管理センターの建設

ア 基本方針

市の災害対策活動の中核拠点として、災害対策本部の総合指令センター及び都心部の防災資機材等備蓄基地等の本部機能を備えた危機管理センターの建設。

イ 施設機能の目標

災害対策本部室、要員作業室、会議研修室、救護室、備蓄倉庫等

② 防災拠点広場の整備

ア 基本方針

災害時における地域住民の避難場所、また、市内の被災地区への支援拠点として活用するほか、他の自治体からの緊急支援隊・支援物資の基地としての機能を備えた防災拠点広場を、概ね中央、東、西、南、北の各地区に計画的に整備する。

イ 施設機能の目標

避難用広場、防災備蓄倉庫、屋内施設、ヘリポート、駐車場等

ウ 整備状況及び計画

- ・ 平成 8～10 年度…… 大和町防災拠点広場
- ・ 平成 24～26 年度…… 大桑防災拠点広場
- ・ 平成 26 年度…… 金沢南総合運動公園、安原スポーツ広場（備蓄倉庫整備）
- ・ 令和 5 年度…… 城北市民運動公園（金沢スタジアム防災備蓄倉庫整備）

③ 防災拠点施設の整備

(a) 防災備蓄倉庫

ア 基本方針

災害時における地域住民への非常用物資の供給拠点として防災備蓄倉庫を市内4箇所に整備する。

イ 施設機能の目標

地域住民用の食料及び生活必需物資の備蓄

ウ 整備状況及び計画

- ・ 平成 10 年度…… 大和町防災備蓄倉庫
- ・ 平成 25 年度…… 大桑防災備蓄倉庫
泉本町防災備蓄倉庫（泉本町防災拠点施設）
- ・ 令和 5 年度…… 金沢スタジアム防災備蓄倉庫

(b) その他防災拠点施設

ア 緊急消防救助隊や防災関係団体の活動拠点となるよう、資機材備蓄施設等の機能を備え、平時には訓練や研修等を行うことができる施設を消防署所等に整備する。

イ 施設機能の目標

資機材備蓄施設、緊急消防援助隊受援施設、防災センター等

ウ 整備状況及び計画

- ・ 平成 12 年度…… 緊急消防援助隊指揮運用拠点基地（消防訓練場内）
南部地区防災資機材備蓄施設（中央消防署泉野出張所併設）
- ・ 平成 14～16 年度…… 防災センター、資機材備置施設（消防局中央消防署併設）
- ・ 平成 23 年度…… 北部防災資機材備蓄施設（駅西消防署小坂出張所併設）
- ・ 平成 25～26 年度…… 緊急消防援助隊受援施設（泉本町防災拠点施設）

- ・ 平成 27～28 年度…資機材備蓄施設等（金石消防署臨港出張所併設）
- ・ 平成 30～令和元年度…資機材備蓄施設等（中央消防署小立野出張所 併設）
…緊急消防援助隊受援施設（消防訓練所内）
- ・ 今後計画 ……公共施設整備にあわせて計画整備

（２）地域防災施設の整備

災害時において地域住民の避難場所となり、応急救護活動や情報活動などの地域防災活動を支える拠点となる小中学校や公園などの施設について防災機能を充実強化するとともに、地域における自主防災組織等による積極的な防災活動を展開するための防災施設と資機材整備を支援する。

① 小中学校の防災拠点化

- ア 耐震補強工事の推進
- イ 余裕教室利用の備蓄倉庫の設置（震災アセスメント調査結果に基づき想定避難者数の多い地区を重点整備）（表 2－9－1 参照）
- ウ 体育館等への空調設備の整備
- エ 防災井戸の設置
- オ 衛星電話の配備
- カ 同報防災無線の設置
- キ 屋上サインの表示（本節⁷（5）で詳述）
- ク 女性等に配慮した簡易型水洗トイレ等の整備

② 公園の防災拠点化（本節³「避難地確保と公園緑地等の整備」で詳述）

- ア 災害時に緩衝緑地や避難場所となる公園緑地等の整備
- イ 防火水槽の設置
- ウ 同報防災無線や備蓄倉庫の設置
- エ 女性等に配慮した簡易型水洗トイレ等の整備
- オ バリアフリー化の推進

③ 公民館、児童館、コミュニティセンターの整備推進

近隣住民や子どもたちのふれあい拠点となる公民館や児童館の建設を進め、コミュニティセンターの整備に対し助成を行う。

また、指定避難所である公民館の防災備蓄の充実に努め、防災倉庫等の防災機能強化を支援する。

④ 自主防災組織防災資機材等の整備

自主防災組織による積極的な防災活動を展開するため、防災倉庫と防災資機材を整備する事業に対して補助を行い、地域自らによる防災機能を強化する。（本章第 4 節「自主防災組織の育成」で詳述）

【参照】資料 12 金沢市指定避難場所一覧表

（３）消防用施設等の整備

① 消防署所の機能強化

消防・防災活動の中核拠点として、適正配備とあわせて、消防署所の耐震性の向上、非常用電源など施設装備の機能強化、消防体制の充実を計画的に推進する。

② 消防用施設の整備と消防団の強化

消防計画の定めるところにより、被災市民の生命と財産を守るため、消防力の強化にあわせて、消防施設、水利等の整備を図る。

③ 消防団の施設・装備の充実及び活性化

本市の伝統ある消防団は、地域防災活動の中核として重要な役割を果たしており、消防団の施設・装備の充実を図り、知識・技能の向上等育成を強化する。また、消防団については、事業所の消防団活動への理解促進、将来の消防の担い手となる子どもに対する啓発等を推進するなど、引き続き活性化に努める。

④ 市は、平常時から消防局、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、消防防災体制の整備に努める。

（４）用水その他施設の防災活用

ライフラインが途絶する災害時には、消火用、生活用の水の確保が至上命題となる。このため、本市の地域特性資産である用水や河川、道路消雪用井戸等の防災活用を積極的に進める。

① 用水、河川等の活用

ア 用水の活用

用水保全条例に基づき、市内を網の目のように流れる伝統的な用水を保全するとともに、その復元整備にあわせて、階段や堰、釜場（水路底をすり鉢状に掘り下げた深み）を設置し、災害時に消防ポンプ車の取水を可能にし、生活用水にも活用する防災機能を付与する。

- ・ 平成 6～16 年度…… 辰巳、大野庄、鞍月用水の整備を実施。（26 箇所）
- ・ 今後計画…………… 用水保全条例に基づき計画整備を進める。

イ 河川の整備

河川護岸をスロープ、階段、緑地整備などにより水辺に近づきやすい構造として防災、生活機能を強化するとともに、治水安全性を向上する改修整備を進める。

② 道路消雪用井戸の活用

冬場に道路の雪を融かすだけに使っている消雪装置に、取水用継ぎ手バルブを設置するとともに、電力遮断を想定して電源車など外部から電力供給できるよう分電盤を改良して揚水確保を図る施設改良を計画的に実施する。

- | | |
|---|------|
| ・ 平成 8 年度… 試験設置 | 2 箇所 |
| ・ 平成 9 年度… 特別消防対策区域及び JR 北陸本線以西の区域 | 20 本 |
| ・ 平成 10 年度… JR 北陸本線以东～国道 157, 159 号線以西の区域 | 17 本 |
| ・ 平成 11 年度… 国道 157, 159 号線以东の区域 | 21 本 |
| ・ 平成 12 年度以降 | 65 本 |

（５）情報通信施設の整備

災害関係情報の迅速かつ正確な収集及び伝達を図るため、多ルートの情報収集・伝達体制の整備、転倒防止対策を含めた耐震性の確保を図るとともに緊急速報メール（エリアメール）、フェイスブックや×（旧ツイッター）などのソーシャルネットワーキングサービス（SNS）、ホームページ、災害情報共有システム（Lアラート）などインターネット

の活用研究を進める。また、消防救急無線のデジタル化に伴う整備を進める。

また、様々な情報伝達ツールでの発信を一元化し、迅速な情報発信に努める。さらに、災害時の通信手段を確保するため、衛星通信を利用したネットワークを導入し、情報収集や連絡手段の確保に努める。

なお、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、帰宅困難者等情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

① 防災無線システムの整備

ア 同報防災無線

津波対策事業として、平成6～7年度で海岸線を中心に整備を進めてきたが、平成8年度から4年計画で防災・避難拠点となる小中学校を中心に屋外拡声子局を整備した。これにより、広く市民に対し迅速かつ適切な情報提供を行い、災害の未然防止と被害の拡大防止を図る。

平成24年度から26年度の3カ年かけて、機能の安定性を確保するために、順次機器等をデジタル化に移行させ、併せて音達空白域の解消のため拡声子局を増設した。

表2-10-1 同報防災無線整備状況

	令和6年度末
基 地 局	1 局
中 継 局	1 局
拡 声 子 局	199 局
戸別受信機	422 台

イ 消防無線

- ・ 基地局5局、車載移動局65台、携帯移動局97台（令和元年度末）
- ・ 平成7年度・ 消防広域応援対応全国共通波無線設備を統制指令室に導入
- ・ 平成8年度・ 市町村波（C波、消防団専用）を増波
- ・ 平成9年度・ 消防局無線基地局代替（バックアップ）設備を駅西消防署に整備
- ・ 平成10年度・ 消防団に携帯受令機を配備（75台）
- ・ 平成11年度・ 消防局無線基地局の市町村波A装置及び県内共通波装置を更新
- ・ 平成12年度・ 臨港基地局の第一装置を更新
- ・ 平成16年度・ 中央消防署、金石消防署に無線基地局を整備
- ・ 平成23年度・ デジタル化移行にかかる電波伝搬調査実施
- ・ 平成24年度・ デジタル化移行にかかる基本設計
- ・ 平成25年度・ デジタル化移行にかかる実施設計
- ・ 平成26～27年度・ デジタル無線整備

ウ その他

- ・ アマチュア無線の導入（平成7年度防災対策室に1台導入）

② 情報通信の整備

ア 災害時優先回線

災害時の情報連絡に必要な電話回線を確保するため、市災害対策本部、市庁舎内電話、市施設及び災害対策本部中枢要員の自宅電話回線及び防災用携帯電話を回線規制を受けない災害時優先電話に設定する。

イ 携帯電話

情報収集・伝達に機動性の高い携帯電話の整備を図る。

災害現場の状況画像を本部に送信、記録するシステムの充実を図る。

ウ 衛星電話

災害関係情報の迅速な収集と防災関係機関との情報交換を行うため整備する。

表 2-10-2 衛星電話整備状況

	令和6年度末
災害対策本部	5 台
拠点避難所等	102 台
持ち出し用	0 台

エ 石川県総合防災情報システム

県内の19市町及び11消防本部、県関係機関を結ぶネットワークシステムにより気象情報や災害情報の配信をするほか、県への災害関係報告をネットワーク上で行うことにより情報共有と対応の迅速化を図る。

オ 金沢ぼうさいドットコム

災害警戒時の警報や災害発生時の避難所情報などを電子メールで配信し、市民への災害情報伝達手段の多様化を図る（平成17年9月1日運用開始）。

カ 同報防災無線再配信サービス

同報防災無線情報をスマートフォン等で即時に確認できる専用Webサイトを開設し、防災無線の放送内容を音声及び文字で確認できるサービスを実施する（令和5年6月運用開始）。

キ 災害時情報収集代表電話

災害時市民からの情報の総合窓口10回線（平成21年4月運用開始）。

ク 緊急速報メール（エリアメール）の活用

市域内の市民及び来訪者の携帯電話に対し、事前の登録なく緊急情報を配信できる緊急速報メール（エリアメール）を活用し、災害情報伝達体制の多重化を図る。

ケ ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）の活用

即時性があり、普段から持ち歩くスマートフォン等にて、情報収集・情報共有ができるフェイスブックやツイッターを活用し、災害情報伝達体制の多重化を図る。

コ 災害情報共有システム（Lアラート）の活用

金沢市が発する災害情報等を集約し、テレビやネット等の多様なメディアを通じて一括配信するLアラートを活用し、災害情報等の迅速かつ正確な伝達体制を図る。

サ 町会等の地域活動発信アプリ（結ネット）の活用

結ネットを活用し、避難所開設情報等を迅速に配信する。

上記のオ、ク、ケ、コ、サ、シのサービスへの発信を一元化することで迅速な情

報発信に努める。

シ 衛星通信ネットワーク（スターリンク）の活用

大規模災害時に地上の通信インフラが途絶した場合でも、衛星回線を活用し災害情報の伝達体制の多重化を図る。

③ コミュニティFMの活用

金沢市域を可聴範囲とするラジオかなざわの放送へ緊急時に割り込み放送を実施できるシステムを導入し、情報伝達体制の多重化を図る（平成14年度運用開始）。

3 避難地確保と公園緑地等の整備

古い住家や人口が密集した地域を多く抱える本市にあつては、身近な避難地での火災の延焼等を防止する公共空地の確保は緊急課題であり、都市公園事業やスポーツ施設事業等により計画的な整備を推進するとともに、防災倉庫、貯水槽、ヘリポートの設置など公園緑地等の防災機能の充実強化を進める。

【参照】資料 60 災害時における公園施設の役割について

広域避難地の整備

ア 基本方針

火災の延焼等を防止する緩衝緑地、災害時における地域住民の避難場所及び幹線道路の通行車両の避難拠点として活用できる駐車場等の広域避難地を計画的に整備する。

イ 施設機能の目標

避難用広場及び広幅員歩道、緩衝緑地帯、駐車場、防災トイレ、非常用井戸等

ウ 整備状況及び計画

- ・ 平成13～21年度 西部緑道（第1期区間：赤土町～大友2丁目）
- ・ 平成25～令和7年度 西部緑道（第2期区間：大友2丁目～直江南2丁目）
- ・ 今後計画 西部緑道（第3期区間：大河端西1丁目～大河端町）
の整備にあわせて計画整備

広場を災害時における指定緊急避難場所として利用するとともに金沢外環状道路海側幹線と並行する西部緑道の利点を生かし、緩衝緑地帯、避難用の幅広い歩道、通行車両の受入れが可能な駐車場、防災トイレ及び非常用井戸等を設置し、緊急時の支援機能も持ち合わせる予定。

4 緊急輸送体制の整備

災害発生時において市民が安全に避難し、迅速、円滑な消防・救出救助・医療・緊急物資輸送活動を図るためには、緊急輸送道路（避難道路）をはじめとする道路施設の整備は都市防災対策の基本である。

このため、国、県の推進する広域交通網の整備のほか、都市計画街路、道路事業等各種の

公共事業により、ランダムアクセス道路となる内・中・外の環状道路網をはじめ、主要幹線道路の総合的な計画整備を推進する。

特に、緊急輸送道路については、交通規制との整合性を図るため、あらかじめ緊急輸送道路のルートを設定し、緊急度の高い箇所から、災害への対応力の高い強靱な道路交通網を構築するため、順次防災整備を促進する。

（１）代替輸送方法の確保

道路の損傷により陸上輸送に支障をきたす場合に備えて、ヘリコプターの離着陸可能な空地を調査し、臨時離着陸場を設ける。市は、ヘリコプターが安全に離着陸ができるよう十分な面積を有する空地を確保し、周囲に障害物となるものが生じないよう維持管理に努める。

また、海路による輸送機能を確保するため、岸壁・道路等の強化とともに、緊急物資の集積及び住民の避難等のための広場の整備を図る。

（２）民間事業者等の活用

- ① 市は、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図る。
- ② 市は、物資の調達・輸送に必要となる情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる施設への非常用電源、燃料貯蔵設備及び非常用通信設備の設置の推進、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等、環境整備に努める。
- ③ 市は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されることとなることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図る。
- ④ 市は、災害時における応急対策活動に関する協定を締結している建設業協会と連携し、応急対応や道路啓開により緊急輸送道路等の早期復旧に努める。

【参照】資料 14 緊急輸送道路

資料 15 緊急輸送道路ネットワーク図

5 河川、水害防止施設等の整備

集中豪雨等による水害を防止するため、県施工のダム建設や治山、治水、河川改修事業を促進するとともに、市施工の河川改修事業等を総合的、計画的に推進する。

国土交通省や農林水産省は、当面の目標として、中規模の洪水（30～40年に一度発生する規模の降雨による洪水）に対応できる河川の整備及び時間雨量50mmの降雨に対する中小河川の整備を推進している。

（１）河川改修事業

① 都市基盤河川改修事業

- ・ 弓取川 延長 2,180m 全体計画 昭和 56 年度～令和 5 年度

- ・ 木曳川 延長 3,930m 全体計画 平成5年度～令和5年度
- ・ 大宮川 延長 3,290m 全体計画 平成5年度～令和5年度
- ② 準用河川改修事業
 - ・ 柳瀬川、馬渡川
- ③ 普通河川改修事業
 - ・ 排水路改良事業
 - ・ 用排水路環境整備事業

(2) 雨水排水施設

浸水常襲地区の解消を図るため、優先度の高い地域から順次、排水施設の整備を図る。

(3) 湛水防除事業等

- ア 河北潟干拓地金沢地区県営湛水防除事業…全体計画 平成4～15年度
- イ 河北潟周辺集落浸水特別対策事業……………全体計画 平成3～15年度
- ウ 県営湖岸堤防事業（河北潟湖南地区）……全体計画 平成14～18年度

(4) ため池等農業用施設の防災対策

農業用ダム、ため池などの農業用施設の管理者は、常に管理・点検を行い、必要な防災対策を講ずるとともに、農林地の防災・保全対策を進める。また、農業上の利用がなくなり、適切な管理が困難なため池については、廃止を進める。

防災重点ため池をはじめ、災害による破損等で決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池について、関係者で緊急連絡体制等を整備するとともに、市町はハザードマップの作成・周知等により、関係住民に適切な情報提供を図る。

(5) その他の都市防災構造の強化

そのほか、水害等から都市を保全するため、良好な都市計画や土地区画整理などの土地利用を推進するとともに、防災調整池の設置、排水機場や水門の整備・テレメーター化、透水性舗装、雨水浸透施設の整備など広範な都市防災構造の強化を促進する。

6 ライフライン施設の整備

上・下水道、ガス、電気、通信などのライフライン施設は、都市生活の基幹をなすものであり、これらの施設が被害を受けた場合、都市機能が麻痺し、通常の生活を維持することが困難となるおそれがある。

災害時の市民生活の安定と都市機能を維持するため、災害に強いライフラインネットワークを整備するとともに、早期に復旧できるよう体制等を強化する。

(1) 上水道施設

災害時の飲料水確保を第一義として、貯水・取水・浄水施設、導・送・配水幹線及び配水池など基幹施設の耐震性強化を優先的に図り、基幹施設の二重化・相互連絡等のバックアップ機能の整備、給水拠点の確保、給水資機材の装備など、代替性の確保及びシステム

全体の安定性強化を図る。

（２）下水道施設

処理場、ポンプ場及び管路施設について、ネットワーク化などの整備を図り、災害時にも機能できる下水道処理システムを確立する。

（３）ガス施設

ガス事業者は、ガス施設（ガス導管）の耐震性の強化を図るとともに、平素から防災システムの強化及び防災対策の充実に努める。

（４）電力施設

北陸電力株式会社及び北陸電力送配電株式会社は、災害時における電力供給を確保するため、関係事業所等と協力協定を締結するほか、電力施設の構造の強化及び代替性の確保を図るとともに、平素から電力設備の防護対策の充実に努める。

また、県、電力供給事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努める。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市町との協力に努める。

表 2－10－3 金沢市災害時防災活動協力協定締結団体

協力活動	団体名	所在地	電話	F A X
電力供給の確保	北陸電力株式会社石川支店 北陸電力送配電株式会社	下本多町六番丁 11	233-8877	233-8755

（５）通信施設

災害時における通信機能の確保は、社会的な混乱の防止、災害対策を迅速かつ的確に実施する上からも極めて重要であり、非常用電源の整備等による通信設備の防災対策、電信電話、専用通信、放送等の安全な設置場所の確保などによる施設設備の安全性の確保及び耐火並びに多ルート化に努める。

また、県、電力供給事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努める。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市町との協力に努める。

7 防災上重要な建物の整備

災害発生時に、応急救護に関する病院をはじめ、避難場所となる学校施設等については、災害後の救命活動や避難活動等に直接大きな影響を与えることから、施設・設備の不燃性の向上をはじめ、防災拠点機能の強化を図る必要がある。

(1) 病院施設の整備

- ア 災害発生後の医療救護機能を維持するため、消防防災設備の更新を促進し、地域の医療救護所と有機的に連携した医療活動の迅速、的確化を図る。
- イ 災害拠点病院に指定されている市立病院は、診療設備等の整備と医薬品の備蓄を図る。
- ウ 発災後における医療救護活動を迅速かつ円滑に実施するため、医療救護所の整備及び応急救護医薬品等の備蓄に努め、常に点検を行っておく。

(2) 学校施設の整備

- ア 学校においては、第一義に災害から児童・生徒の安全確保を図るとともに、学校が拠点避難場所となる役割も考慮し、計画的に消防防災機能の整備を行う。
- イ 校舎内外の施設・設備、防火施設等について安全総点検を定期又は随時に実施し、落下や転倒防止措置等の安全対策を講ずる。
- ウ 災害時に備えて、FAX通信やパソコンネットワークなど、学校と災害対策本部（教育委員会）等との間の、多チャンネルの情報連絡体制と手段の整備を図る。
- エ 平時の熱中症対策と併せ、災害時の避難所生活環境の向上のため、学校体育館等への空調設備の整備を推進する。

(3) 社会教育・体育施設等公共建築物の整備

- ア 社会教育・体育施設等の公共建築物を利用する市民の生命の安全を守り、また公民館は災害時には避難場所となることから、防災機能の整備を進める。
- イ 施設、設備の安全総点検を定期的 to 実施し、落下や転倒防止等の安全対策を講ずる。

(4) 福祉施設の整備

- ア 社会福祉施設の入所者等で自力による避難が困難な者を災害から守るため、必要に応じて福祉施設の消防防災機能の整備を進める。
- イ 施設内外の安全点検を定期的 to 実施し、転倒防止、ガラスの飛散防止等の安全措置を講ずる。
- ウ スプリンクラー設備の設置促進等による防火対策を講ずる。

(5) 災害情報収集及び救援、救護のための公共建物の番号表示

災害発生後のヘリコプター等による空からの情報収集や救援、救護活動を迅速かつ的確に行うため、市役所及び小・中学校等の公共建物の屋上に建物を識別する番号を表示する。

① 表示対象建物

- ア 市庁舎 1 箇所 小学校 48 校 旧小・中学校 8 校 中学校 21 校 小中学校 6 校 計 81 箇所

- イ 原則として、建物の陸屋根部分に表示する。

② 表示内容

- ア 市町村番号（金沢市は 1 番）、建物番号、方位を表示する。

イ 数字及び文字の書体は、「航空法施行規則」に基づく「指示標識」を採用するものとする。寸法は、縦7mを基本とし、縦、横の比率は3:1とする。

ウ 数字の方位は、原則として北方向とする。

エ 色は、原則として白色とし、縁取りはしない。

オ 方向標示を付加する。寸法、色は数字に準ずる。

③ 番号の付け方

ア 市庁舎を0番とする。

イ 小、中学校は混合とし、北部（浅野川以北）、中部（浅野川以南～犀川以北）、南部（犀川以南）の各区域に、北から順に一連番号を付ける（空き番号あり）。

【参照】資料13 公共建物番号表示一覧表

8 市有施設の整備

災害対策本部や防災活動拠点あるいは市民の避難場所となる市庁舎その他の市有施設について、それぞれの機能を確保するため、計画的な改築整備等を進める。

（1）廃棄物処理施設の整備

災害の応急対策や復旧対策には、廃棄物処理施設の確保は不可欠なものであり、清掃工場や埋立場の自立機能の強化、計画的整備更新など、非常時にも安定した機能を保持する施設改良に努める。

（2）防災資機材の整備

地震発生後における災害の拡大を防ぐため、各施設において災害応急復旧活動に必要な資機材の整備に努める。

9 災害防止事業

地すべり、山崩れ、土石流、がけ崩れ、急傾斜地崩壊、洪水等の災害を防止、軽減するため、県及び市は、危険地区の現況把握に基づき、障害物の除去及び防御擁壁等の防止施設の整備を促進し、防災機能向上のための啓発、指導を行う。

（1）地すべり、治山、土石流等災害防止事業（県事業等）の促進

地すべり、山崩れ、土石流の発生が予測される地域においては、県と合同で危険箇所の警戒パトロールを実施するとともに、災害を未然に防止する地すべり防止、治山、土石流防止等の国、県事業の促進を図る。

（2）市が実施、支援する災害防止事業

① 斜面緑地保全対策の推進

本市の起伏ある地形がつくる緑豊かな斜面緑地を保存・育成し、防災機能を確保するため、「金沢市斜面緑地保全条例」に基づき、基本計画を策定し、保全区域を指定し、緑地保全対策を進め、都市防災事業を実施するとともに、必要があれば技術的・

財政的援助をし、保全区域内の土地を買い取る。

② 急傾斜地等防災対策事業

急傾斜地崩壊危険区域の指定を促進し、擁壁、土留、排水路施設などの防災施設の整備を図る。

③ がけ地防災工事事業

がけ崩れによる災害を防止するため、補助制度を充実し、がけ地の防災工事の促進を図る。

〔がけ地防災工事費補助〕

がけ崩れによる災害防止のための、施設の新設又は復旧の工事補助

〔抑制工事費補助〕

主に地下水が原因で起こるがけの変状、又は変形の進行を抑制するための施設の新設、又は復旧の工事補助

〔応急防災工事費補助〕

現に発生したがけ崩れによる被害の発生、又は拡大を防止するために行う土砂の除去、仮設施設の設置、その他応急的な措置のための工事補助。

④ がけ地近接等危険住宅移転事業

昭和45年6月30日以前に建築された危険ながけ地に隣接する個人の住宅が、安全な場所（本市域内に限る。）へ移転するための住宅の取り壊し費用及び代替住宅の建設、購入に要する費用の一部を支援する。

⑤ 宅地造成地域の災害予防計画（宅地造成等規制法）

県及び市は、宅地造成に伴いがけ崩れ、又は土砂の流出を生ずるおそれが著しい土地の区域内において、宅地造成等規制法に基づき宅地造成工事規制区域を指定し、宅地造成に関する工事等の適切な規制を行い、がけ崩れ、又は土砂の流出の防止を図るとともに、都市計画区域においては、都市計画法の開発許可制度の適用により、安全かつ良好な宅地の造成を行うよう指導する。

また、必要があると認めるときは、勧告又は改善命令を発して、宅地の安全確保に努める。

宅地造成工事規制指定区域内における宅地造成に関する許可に際しては、必要な検査、防災工事の勧告、改善命令等を行う。

⑥ 県単荒廃地復旧事業

県の補助採択を受け、林地の荒廃地を復旧する。

（3）避難体制の確立

市長は、レベル3土砂災害警報やレベル4土砂災害危険警報が発表された場合、又は地盤災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合において、当該地域の住民の生命、身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため必要があると認めるときは、当該地域の住民、滞在者その他の者に対して速やかに高齢者等避難、避難指示を発令する。

避難指示等の判断基準やその伝達手段等については、市町地域防災計画にあらかじめ定めておく。

また、地域の実情に最も適した避難路、避難場所等及び避難誘導方法等を定め、これを地域防災計画に明示するとともに、広報紙、パンフレット等により地域住民に対して周知

徹底を図る。